

摂津市議会

総務建設常任委員会記録

平成31年3月14日

摂津市議会

目 次

総務建設常任委員会

3月14日

会議日時、場所、出席委員、説明のため出席した者、出席した議会事務局 職員、審査案件-----	1
開会の宣告-----	2
委員会記録署名委員の指名-----	2
議案第1号所管分及び議案第10号所管分の審査----- (総務部、建設部、消防本部所管分) 質疑(野口博委員、三好義治委員、村上英明委員)	2
散会の宣告-----	40

総務建設常任委員会記録

1. 会議日時

平成31年3月14日(木) 午後1時27分 開会
午後5時 散会

1. 場所

301会議室

1. 出席委員

委員長 渡辺慎吾 副委員長 村上英明 委員 野口 博
委員 南野直司 委員 三好義治 委員 香川良平
委員 松本暁彦

1. 欠席委員

なし

1. 説明のため出席した者

副市長 奥村良夫 総務部長 井口久和
同部参事兼総務課長 松方和彦 同部参事兼固定資産税課長 中西利之
防災管財課長 川西浩司 財政課長 谷内田修 情報政策課長 槇納 縁
市民税課長 船寺順治 納税課長 早川 茂 工事検査室長 松波利彦
建設部長 土井正治 同部参事兼都市計画課長 西川 聡
同課参事 門田 晃 水みどり課長 竹下博和 建築課長 寺田満夫
道路管理課長 井上斉之 道路交通課長 永田 享
消防長 明原 修 消防本部次長兼消防署長 橋本雅昭
消防本部参事兼総務課長 松田俊也 予防課長 納家浩二
警備課長 木下正雄 同課参事 日野啓二
警防第1課長 幸田英基 同課参事 大坪孝志

1. 出席した議会事務局職員

事務局長 藤井智哉 同局総括主査 香山叔彦

1. 審査案件

議案第 1号 平成31年度摂津市一般会計予算所管分
議案第10号 平成30年度摂津市一般会計補正予算(第8号)所管分

(午後1時27分 開会)

○渡辺慎吾委員長 ただいまから総務建設常任委員会を開会します。

本日の委員会記録署名委員は、村上委員を指名します。

先日に引き続き、議案第1号所管分及び議案第10号所管分の審査を行います。

質疑に入ります。

野口委員。

○野口博委員 そうしましたら、幾つか質問させていただきます。

今年度予算は、森山市政にとって、4期目後半部分の予算になります。その中で昨年度の災害等を受けて、安全で安心なまちづくりも含めた、どういうまちをつかっていくのかというのが問われる予算だと思っています。

そんな中で、ご承知のとおり暮らしの問題では、消費税増税がことし10月から控えております。

先日、議論された消費税と地方自治体の財政問題では、逆に地方財政上も大きなマイナスを受けるということで答弁されましたけども、そうした問題について、地方の側からは全国知事会、全国市町村会を含めて、地方財政に対するいろんな意見を述べながら、国に対して物を言うという、そういう状況になっております。

そんな中で、いつもいろんな角度から質問をさせていただきますけども、今回は基金の問題についてお尋ねしたいと思います。

まず1点目、平成29年度主要基金残高は138億円となりました。平成30年度の決算見込みでは、この基金がどのくらいになるのかということについて、お答えいただきたいと。

昨年決算時点での議論の中では、おお

むね140億円程度になるのではないかという話でありましたけども、不用額等々含めて実際の主要基金残高はどのようになるのか。まずお示しをいただきたいと思います。

2点目には、この間、国会で議論されていますけども、安倍総理が盛んにこの6年間で就業者数が384万人ふえたという議論を行っております。この関係と摂津市の納税者数の推移の中で、給与所得者がたくさんふえているわけでありまして、どう見るかという議論をちょっとしておきたいと思います。

その関係で、まず平成24年度から平成30年度までの数字についてお答えいただきたいと。全体の納税者数、それと営業所得から給与所得者、いろんな種別がありますけども、それぞれ数字だけのものをお答えいただきたいと思います。時々いただきますけども、納税者の年間一人当たりの平均所得金額、これについて平成24年度から平成30年度までどうだったのかについてお答えいただきたいと思います。

3点目、法人市民税の問題であります。今回は条例として、さらに法人税率を下げるという条例改正が提案されておりますけども、前回、2015年に14.7%から14.1%に引き下げられました。こういう経験を踏まえておりますけども、今回、12.1%から8.4%へ3.7%引き下げが提案されています。平年ベースも含めてどのくらい影響があるのか、お答えいただきたいと思います。

4点目は、税制改正で自動車取得税交付金が前年対比で3,900万円削減されて、7,900万円から4,000万円になっています。関連して、自動車取得税を廃止するかわりに、今回、環境性能割交付金ということで、車の利用者については、一旦

大阪府に支払って、市町村には交付金をという制度になりますけども、この中身について少し詳しくお答えいただきたいと思います。

5点目は、予算書38ページから40ページに、いつもお尋ねしております社会資本整備総合交付金に係る数字が示されておるんですけども、これは平成22年度から国のほうで、まちづくりに総合的な支援を行うということで、事業別の補助金のやり方から、こういう交付金制度に変わりました。この制度そのものは地方自治体から見れば、きちんとこの整備計画をつくって、それに基づいて自己評価も行いながら、そして毎年多くいただくということになりますけども、この摂津市の社会整備資本交付金を得るための自治体独自の整備計画、中身について、少しわかりやすく説明いただきたいなど。

6点目は道路関係であります。予算概要の84ページに、千里丘駅前広場管理事業があります。去年の地震や台風により、大きな被害を駅前周辺も受けました。幾つかの駅があります。それぞれ多くの方々が利用する場所でもあり、JR千里丘駅のほうは玄関口な位置づけもありますので、これまで早い目に改修すべきだということで申し上げてきました。

この取り組みが、もう年度末を過ぎようとしておりますけども、現在どういう状況なのかということと、きちっと改修するための手だて、どうお考えなのか教えていただきたいと。

道路管理関係の二つ目で、同じく予算概要86ページですが、千里丘三島線(東側)道路改良事業です。千里丘東二丁目側の問題であります。これまでいろいろこの問題については、担当課長など、ご苦労いた

いて、地元説明会も開いていただいて、地元の実態、地権者の実態も知っていただいて、いろいろ対応していただきました。

年々、皆さんも年をとって、環境もいろいろ変化する中で、早目にしていただきたいという、より一層の要望が届いていると思いますけども、先日の議論で、用地測量費というのでも計上されているという話だとか、長屋についてもいろいろお考えだという話もありますけども、例えば中期財見通しは平成35年度が最終事業完了でありますけども、もっと早目に、地権者の関係では、将来設計できるように対応していただきたいという気持ちが強いですので、その点どうお考えなのかということで、合わせてその土地開発基金の使い方についてもご説明があり、それを活用するためということですが、そのあたりのことについて説明いただきたいと。

道路関係の三つ目には、過去に府道として指定されていた道路についての安全対策の問題であります。

去年もこの問題を議論して、またいろいろところで要望なども、茨木土木事務所へ持っていったり、摂津市へお願いしたり、そういう取り組みを行ってきておりますけども、去年の議論では、大阪高槻線、歩道段差改善で5件ということで、そういうご答弁がされたと思っています。実際、平成26年に府道の指定が解除された後、どういう要求がつけられて、どういう改善を行ってきたのかという、その問題について少しお答えいただきたいと。

7点目に、予算書61ページに市債で借換債があります。これ、1億7,980万円ということですが、この中身についてご説明いただきたいと。

8点目は消防費の中に、予算概要100

ページに計上されています、水みどり課の関係であります。昨年も豪雨とか台風が発生しましたが、市民的にも摂津市に流れている河川が、たくさん雨が降った場合にどうなるのかと。現状どういう状態なのか。これに対して大阪府も含めて摂津市も一緒になって、河川の氾濫などの緊急事態になった場合に対応するために、どのような取り組みをされようとしているのかということで、大きな関心を持たれたとっております。そういう点で改めて安威川下流域に位置している本市として、そういう面での取り組みについて、今どういうお考えをお持ちか、ダムの問題も含めて、どういう認識をお持ちなのかも一緒にお答えいただければと思います。

9点目は、概要100ページから103ページまで、防災対策の予算が計上されています。本会議でも、本委員会でも、いろいろ詳細にわたって議論もされていますので、基本的な議論だけしておきたいと思っております。

ことし、いろいろ違った意味合いで災害対策に取り組もうとしています。補正予算も組まれておまして、これ承知をしています。どこを落としどころとして進もうとしているのか。議論の焦点でありますけれども、少なくとも、年々、台風にしても地震にしても、その規模も災害も大きくなってきています。そういう中で少なくとも、昨年並みの地震だとか豪雨だとか災害が発生した場合に、それに対して新年の予算だとか、いろいろな取り組みが、安心できる内容になっているのかという、そういう点での基準を持って取り組んでいただきたいと思うんですけれども、そういう問題について、どうお考えなのか教えていただきたい。

10点目は、予算概要94ページにあります消防費関係で、職員体制の問題であります。

昨年、定数を103名にいたしました。これからさまざまな災害対策に公助として対応していく意味での専門部隊ともなります。いろんな資料をいただいて、国が示している基準に対する充足率も大変少ないということで、予算の関係も当然ありますけれども、救急隊員の増隊を含めて、充足の実態と本予算の関係も含めて、きちっと計画的にふやしていくという努力が必要だと思っております。

これから地域防災計画の見直しもしていくと思っておりますけれども、そういう中でも大きな柱としてぜひ検討すべきだと思っております。今このところの計画について、お尋ねしておきたいと思っております。

最後に三世代ファミリー住まいるサポート制度の問題であります。

他市間競争に対応するという施策という意味もありますし、高齢化社会の中で、より子どもたちや孫たちが一緒に住んで、支え合って生活していただくということの意味もあると思っておりますけれども、これまで私的な財産に対する税金投入問題について、いろんな議論もありました。この問題について、過去にも本会議で一般質問がされて、いろいろ検討もなされてきました。

今回いろいろ金額を含め具体的に出発をされようとしているわけでありましてけれども、この高齢化社会の中で、例えば市内に住んでおって、子ども夫婦が民間の賃貸住宅に住んでおりますと。持ち家の親御さんが介護を要するというので一緒に住まれないなくなるというケースもたびたびあるわけで、単なるそういう人口増の一環だけではなくて、そういう実態にも対応でき

るような制度をプラスして検討すべきだと思いますけども、改めてその問題にお答えいただきたいと。

以上です。

○渡辺慎吾委員長 谷内田課長。

○谷内田財政課長 それでは、質問番号1番の基金の見込みについてお答えいたします。

決算見込みについて、現在、各課に決算いろいろ見込んでいただいているところですが、やはり府の補助金でありますとか、国の補助金、それから譲与税関係、金額の確定が3月末ぐらいになるというものが多く、詳細な見込みとしてはまだなんですけれども、昨年、平成29年度の最終の補正予算で主要3基金からの繰り入れの予算計上額が約24億円になっておまして、最終的に繰り入れをさせていただいたのが、6億5,500万円という数字になっておりました。

本年度も今のところ去年と大きく、歳入歳出、動くというところがまだ情報としてはございませんので、これを踏まえ、やはり平成30年度につきましても主要3基金の残高としては、平成29年度よりも減っていくのかなと見込んでおるところでございます。

以上です。

○渡辺慎吾委員長 船寺課長。

○船寺市民税課長 2番目の質問、摂津市の納税者の状況についてというご質問でございます。

平成24年度から平成30年度について、平成30年度は見込みになりますけれども、人数で申し上げますと3万6,854人から3万8,899人、プラス2,045人の増になっております。

それと平成24年度と平成30年度の

一人当たりの所得の状況をお尋ねでございますが、あいにく平成24年度の分を持っていないのと、平成30年度についてはまだ当然出てませんで、平成28年度と平成29年度で申し上げますと、平成28年度につきましては、一人当たりの所得金額が295万9,000円となり、平成29年度で申し上げますと約2万9,000円の増という状況でなっております。金額で申し上げますと、298万8,000円になります。府内平均が平成29年度で約324万円と把握しております。

それと納税者の状況でございますが、平成30年度の、これも予測値でございますが、階層別の納税義務者数を見てまいりますと、300万円以下の納税者の方が3万8,899人中、3万2,532人で、約83.6%を占めておられます。また、700万円以上で1,000万円以下、1,000万円以上のいわゆる高所得者に関しましては、全体の2.3%になってございます。

続きまして、法人市民税の税率の改正に伴う内容についてお答え申し上げます。

今回、市税条例の改正も上程させていただいておりますが、税率の改正を10月1日から行います。現在、法人市民税の税率につきましては12.1%になっておりますものを、8.4%、マイナス3.7%の引き下げでございます。

影響額について申し上げます。平成30年度の、これも見込み額になりますが、法人市民税の標準税額が163億9,476万1,397円で、3.7%の影響額を単純に試算しますと、旧税率の12.1%を掛けますと、19億8,376万6,129円、新税率の8.4%を掛けますと、13億7,715万9,957円になり、6

億666万6,172円の減額となるもので、約6億円の影響が出てまいります。

これにつきましては、1年を通して影響が出てくるのは平成33年度からになりますので、この影響がどうなるかは未確定でございます。

ちなみに平成26年10月1日にも同様の法人税の税率の変更が行われています。そのときは14.7%から12.1%、2.6%の税率の引き下げが行われました。平成26年度の税率改正の実際の影響が出てくるのが平成28年度の法人市民税になりますが、平成26年度から平成28年度につきましては、景気が非常によくなりまして、法人市民税そのものの税収が上がりましたので、実際の影響額については2,000万円ほど。予測していたのが3億円ぐらいの影響が出ると予測しておりましたが、実際に出てきた影響額については、平成26年度と比較して2,000万円の減収になったということでございます。

ということで、平成31年度につきましては、この法人市民税の引き下げについては影響が出てきませんが、平成32年度の後半から、それと平成33年度については1年間通してその影響が出ることになるので、今のところどれぐらい影響が出るのかということには申し上げることはできませんけれども、過去の例で行きますと、そういうふうになったということでございます。

○渡辺慎吾委員長 谷内田課長。

○谷内田財政課長 それでは4番目、自動車取得税交付金、それから環境性能割交付金についてお答えいたします。

自動車取得税交付金につきましては、府税であります自動車取得税、これの一部を

市町村に交付するものとなっております。自動車取得税につきましては、消費税の増税時期に合わせまして平成31年10月より廃止されるものでございます。そのため、自動車取得税交付金についても前年の約半分という数字となっております。

続きまして、環境性能割交付金につきましてはですけれども、自動車取得税が廃止されたと同時に、これも府税であります自動車税に関しまして環境性能割という新たな税が創設されます。これにつきましては、軽自動車も同じく環境性能割が導入されるもので、軽自動車、普通乗用車、ともに導入されるものとなっております。

この環境性能割について、自動車取得税と同様に各市町村に対し、市町村道の延長それから面積に応じて交付されるものというものになっております。

以上です。

○渡辺慎吾委員長 井上課長。

○井上道路管理課長 それでは、5番目の社会資本整備総合交付金の事後評価についてのご質問にお答えいたします。

社会資本整備総合交付金の中の計画につきましては幾つかございますが、その中の各市町村でそれぞれ単独で計画を出されているもの、あるいは市町村で取りまとめまして、市町村合同パッケージと我々言うておりますけれども、そういう形で大阪府が作成している計画がございます。この計画期間につきましては、5年間。またその計画期間の終了後に事後評価をするという形になっております。

その評価の内容といたしましては、本市のかかる内容といたしましては、快適に道路を利用できる車の台数だとか、歩行者の事故件数の削減といったような評価の項目がございます。

現在、計画期間につきましては平成26年度から平成30年度になっておりまして、今期の事後評価につきましては、各市の整備内容を吸い上げまして、大阪府が現在取りまとめられているところでございます。

続きまして、JR千里丘駅前広場の昨年の震災による損傷箇所の補修についてのご質問にお答えいたします。

JR千里丘駅前広場において、昨年の地震で橋上通路、いわゆるデッキ部分ですね、フォルテ周辺のデッキ部分の側溝の損傷と、橋脚のタイルが剥がれるという被害がございました。

被災後、応急処置の際に被害状況を調査し、これまで復旧方法について検討してきたところですが、平成31年度につきましては、駅前広場施設管理事業の修繕料の中で2,300万円のうち、この2,000万円をもって修繕を予定しております。

その内容ですが、側溝につきましては、橋上通路の下部に側溝を越流する水を受けるといってございまして、そういう複雑な構造もなっておりますことから、46メートルの側溝補修を今検討しておりますが、これについて1,200万円計上しております。

また、橋上通路の橋脚、7か所の修繕につきましては、タイルの復旧にかえて、現状と同等の景観を確保できるような天然石調のシート、シート建材の使用を考えておりまして、これについては800万円の計上をしております。

なお、このタイルをシート建材にかえるということですが、これは地震の際にタイル剥落による通行人への二次被害が起こらないよう、対策を講じるものでござい

ます。

なお、特に被害の大きい、タイルの剥落の大きかった3か所につきましては、今年度の修繕料でもって塗装をいたしまして、仮修繕する予定でございます。

以上でございます。

○渡辺慎吾委員長 永田課長。

○永田道路交通課長 それでは野口委員の千里丘三島線についてのご質問にお答えさせていただきます。

千里丘三島線（東側）道路改良事業につきましては、西側が終わった後、平成28年度から再開をさせていただいております。延長が165メートルございまして、所有者の数あるいは借家人の数が相当ございまして、まずJR千里丘駅側の千里丘南交差点付近のマンションと、借家人の多く入っているところ、あるいは道路の構造上、右折レーンをとらなければいけない交差点付近から、各地権者のほうと折衝に当たっております。

事業のスケジュールとしましては、1年かけまして用地の測量、それと建物の再築算定、建物算定調査、それと土地の鑑定、これらの調査実施に1年ほどかかってきます。ですので、例えば平成30年度でしたら平成31年3月末までにそのあたりの算定した結果を出します。基準書どおりできているかどうかという中身のチェックも職員でしますので、その期間はやはり1年ほどかけてやっております。その算定した金額をもって、でき次第、権利者の方々にはその報告と交渉に進めていくわけございまして、翌年度からですので、平成30年度で調査した方には平成31年度から、本格的に交渉に進めていきたいと思っております。

平成31年度で予算8,885万1,0

00円計上させている中では、移転補償費は平成30年度までに実施した方々の借家人補償、それと委員がおっしゃった用地測量につきましては、次、交差点から阪急京都線の踏切側のほうへ進んでいておりますので、次は木造の4軒の方々へと進んでいこうと思っております。この予算が承認いただけましたら、すぐ4月以降、権利者の方々とお話に入って進めていきたいと思っております。

基金の活用につきましては、調査が1年ほどかけて行いますけれども、万が一調査のほうが早く進みまして、権利者のほうと交渉ができましたら、補正予算ではなくて、この基金を活用して対応させていただきたいと考えています。というのは、やはり権利者のほうも内諾がとればすぐ契約したいというような意向がやはり出てきますので、基金でいきますとそのあたりの時間的な調整が可能というところで、そういった場合は基金を活用させていただきたいと考えております。

以上でございます。

○渡辺慎吾委員長 井上課長。

○井上道路管理課長 それでは続きまして、府道の都市計画道路が廃止されたところの対策についてお答えいたします。

府道正雀一津屋線並びに府道大阪高槻線につきましては、平成23年3月に大阪府により都市計画道路が廃止されましたが、引き続き既存道路内での安全対策を求めているところでございます。正雀一津屋線では、これまでに路側帯のカラー化や側溝ぶたの改修などを行っておりますが、大阪高槻線におきましても、平成29年度の当初に鳥飼八防交差点から府道八尾茨木線までの範囲で、大阪府と現地立ち会いを行い、要望箇所、改善箇所の確認を行って

おります。

これにつきましては、平成29年度に、先ほど委員がおっしゃいましたように、歩道の段差や勾配修正を5か所、車道部の舗装を4か所について、実施されております。また、平成30年度は5か所において歩道の車道部への一部拡幅などによる歩行者の通行動線の改良をされております。このほか、1か所の車道舗装も行っておるところでございます。

来年度以降の計画につきましては、平成29年度で立ち会い、今年度に確認させていただいたところについては、めどが立つということで、まだ来年度以降の計画については決まっておりますが、今後とも現地の確認をする機会を大阪府ともつくってまいる予定でございます。

以上でございます。

○渡辺慎吾委員長 谷内田課長。

○谷内田財政課長 それでは質問項目7番目、借換債の内容についてお答えいたします。

今回借りかえを予定しております起債の内容といたしましては、平成22年4月30日に借入れをいたしました減収補填債の特例分となっております。

当初の満期日は、2020年4月30日が最終の償還日に当たっておりますけれども、当初の借入れの際に、1年前の繰り上げ償還について、希望があれば繰り上げ償還できるという特約条項を設けまして、先方と借入れを実行させていただいておりました。この条項を用いまして、1年前に繰り上げ償還をし、利率の低減を図っていききたいということで今回予算計上させていただいております。

以上です。

○渡辺慎吾委員長 竹下課長。

○竹下水みどり課長 市内河川における現状と、それから取り組みの質問に対してご答弁申し上げます。

まず、現状どういう状況なのかという点でございますけれども、市内の河川なんですけれども、この維持管理において流水を阻害する原因となる河道内部に自然繁茂している樹木について、大阪府は昨年6月からことし2月にかけて、場所は山田川護岸、安威川、山田川の合流部の中洲、大正川、境川で、大雨時に影響のある樹木を順次伐採しております。

それから、大きな改修というお尋ねだったと思いますが、これについては特に大阪府からは聞いておりません。前に聞いておりますのは、安威川については全て護岸改修、護岸整備は済んでおるということは聞いております。

それから、ダム現状でございますけれども、安威川ダム本体の建設の進捗状況については、ダム堤体の基礎掘削の工事、それから同時並行する形で堤体築造のためのロック材の盛り立て工事に取りかかっておりまして、現在、2022年3月、このダム本体の完成に向けて、鋭意進められております。

また、今維持管理の中で申し上げた中でもう一点あったんですが、河川内に滞在する堆積土砂、これにつきましても樹木の伐採後、状態の変化を見ながら、敷き流しなどの対策を検討していくとも聞いております。

このように、今後も大阪府と連携しながら、河川の安全管理に向けて、市民に安心してもらえるよう、情報提供をしっかりと図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○渡辺慎吾委員長 川西課長。

○川西防災管財課長 では、野口委員の質問番号9番、平成31年度さまざまな防災関係の事業で、昨年と同規模の災害に対応でき得るのかというご質問にお答えいたします。

まず、去年の北部地震であったり台風21号の経験、それから地震の検証結果、これらを踏まえまして、行政と市民、地域のあるべき役割がはっきり見えてまいりました。すなわち、自助・共助の担い手は、市民の皆様でございます。そして、公助と共助をつなぐ役割、こういう方もぜひ必要であるということが明らかとなってまいりました。そのため、来年度から自助と共助の旗振り役、また行政活動の支援者ということで、防災サポーター制度と防災士の資格取得補助を実施してまいります。

また、我々公助の担うべき部分といたしましては、万が一に備えます備蓄といたしまして、ブルーシートをはじめ、また避難所の停電対策として発電機やランタン、このあたりをしっかりと配備してまいります。そして、庁内の防災体制の強化ということで、特に職員の初動期の役割認識が不足していました。また、情報連携、庁内の情報連携が不十分であったことが挙げられます。これらを踏まえまして、新年度では、改正いたしました携帯版の職員の初動マニュアル、これを全職員に配布いたしまして、しっかりと班体制の研修を積んでまいります。また、初動体制に特化した我々職員の訓練も積んでまいります。

以上、こういうような取り組みを通じまして、あと自助と共助の強化も合わせまして、昨年と同程度の災害に向けて、迅速に対応できるような体制を組んでまいります。

以上でございます。

○渡辺慎吾委員長 橋本次長。

○橋本消防本部次長 それでは、消防職員の体制についてというお問い合わせにお答えさせていただきます。

まず、消防職員の充足率についてでございますが、総務省消防庁から告知が出されております消防力の整備指針というものがございます。これは市街地の人口であったり、年間の平均風速等を勘案いたしまして、基準の消防力が決まってまいり、地域の実情に応じた施設、人員を整備するということが求められております。

この指針は、市町村が目標とすべき消防力の整備の水準を示しているものでございますが、これはあくまでも目指す目標というものでございまして、努力的な義務というところがございます。

委員がご指摘のとおり、摂津市の人員の充足率は消防職員増員後の103名といたしましても、約53%でございます。小規模の消防本部になるほど、この充足率というものが低くなっているのが現状でございます。

一方、本市の施設の充足率というものは85%、また消防団員の充足率というものが93%でございまして、他市と比べましても、決して低い数字ではございません。

しかしながら、大規模な災害が発生したときには本市の消防力だけでは十分ではないということは認識しております。地震・台風等の震災害に対応するために、本市独自の災害時の警防本部等設置要綱を定めておりまして、全消防職員が災害規模に応じて非常招集区分により初動体制をとるという事前命令がございまして、また、消防団にも招集をかけまして、災害対応をしていくことはもちろんのこと、大阪府下の広域消防相互応援協定、これに基づきま

して大阪府下の消防本部から応援を求めることも可能でございます。南海トラフ巨大地震等の広域的な災害が発生した場合には、全国的な援助体制として、緊急消防援助隊の支援を受けることもできることとなっております。

それと、救急隊の増隊の関係でございますが、現在、専任救急隊は1隊、兼任救急隊3隊、計4隊で運用しております。ことし秋には専任救急隊2隊として、専任救急隊2隊のうち1隊は千里丘出張所のほうに配備いたしまして、現場到着時間の短縮を図り、救命率の向上に努めてまいりたいと考えております。

最後の地域防災計画との関係でございますが、摂津市地域防災計画においては、消防の体制の整備といたしまして、消防力の充実、応援体制の整備、関係機関との連携に努め、消防体制の一層の充実・強化を図ることがうたわれております。

消防はその施設、人員を活用いたしまして、災害による被害の軽減を図ることが任務でございます。現有の施設、人員を最大限に活用いたしまして、消防本部・署の体制の強化を図りまして、総合的に消防力の充実に努め、また、大阪府・市防災部局、消防団、また自主防災組織等と連携いたしまして、災害に対応できるように努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○渡辺慎吾委員長 寺田課長。

○寺田建築課長 それでは、最後の三世代ファミリー住まいのサポート制度のお問い合わせに対してお答え申し上げます。

委員がおっしゃっておりますように、都市間競争の中で大阪府内でも各市が取り組んでおりつつある制度であるのかなと理解はいたしております。

それと、以前から議論ございました私的な個人財産への税金の投入等々の内容については承知し、認識もいたしておるところでございますが、近年、やはり人口減少であったり、全国的な少子高齢化の進展を受けまして、やはり生産年齢の人口が減少してきていると。ひいては、やはり30代から40代前半の市内の居住者も転出が多く見られるという状況は、人口ビジョン等々でお示しもされているところがございます。

そういう中で、夫婦共働きの世帯がやはり増加してきておる。それに伴います保育所での待機児童であったり、学童保育の問題、それと最近ちまたに報道等されています家庭内の孤立によります児童虐待の問題であったりだとか、さまざまな部分もございます。それとまた逆に、一方、高齢者の増加による問題がございます。2025年問題ということで、団塊世代が後期高齢者に移行していく過程の中で、やはり、ひとり暮らしの高齢者の方であったり、リスクとしては認知症であったり、介護が必要になられる方という部分でもやはり増加要因がございます。

それらの政策的な部分で、さまざま総合的に勘案された中で、今回、親と子、孫の三世代家族によって、そういうものを解決するすべにならないかというようなことで政策決定されたものでございますので、先ほど委員がおっしゃられた市内での同居、そういうところにも光を当てるような形の制度の趣旨の内容になってございます。

以上でございます。

○渡辺慎吾委員長 船寺課長。

○船寺市民税課長 先ほど手元に資料がない分が届きましたので、ご報告させてい

たきます。

平成24年度と平成30年度の一人当たりの市民の所得の状況はどうかというご質問に資料がなくてお答えできませんでしたので、追加してご説明させていただきます。

平成24年度の納税義務者数は3万6,696人です。一人当たりの所得額につきましては、平均で、288万2,000円になります。

平成30年度の納税義務者数につきましては、3万8,899人で、一人当たりの所得額、平均で、301万円となります。

以上でございます。

○渡辺慎吾委員長 野口委員。

○野口博委員 そうしましたら、順次再質問させていただきます。

最初に基金の活用についてであります。

今全国で、国のほうが地方自治体の基金の積み上げ状況について、いろいろ文句を言ってきております。それについて、全国知事会も含めて、これを理由としていろいろな地方財政計画上の押しつけをはね返しているわけです。ただ、消費税増税の問題で、自治体財政もそうでありますし、国民、市民の暮らしもそうでありますし、よりしんどくなるという実態は変わらないわけで、そんな中で全国に比べても、摂津市の基金の残高は高いわけです。

そういう意味合いから、行政規模が小さいから全体の額は少ないですけども、基金の残高の積み上げ状況は、全国の自治体に比べて摂津市は少なくないわけでありまして。

資料で行きますと、例えば、全国的にはこの10年間で主要基金、13兆円から21.6兆円で1.66倍、これは全国の平均なんです。摂津市は同じ10年間で、5

4億円から138億円。2.56倍なんです。そういう意味合いから、ぜひ、市民の暮らしに使っていただきたいということでもあります。

財政状況全体としては、市の借金、いわゆる市債もご承知のとおり、森山市政が誕生のときには941億円ありましたけども、平成29年度、500億円ほどになりました。大分起債も減ってきているわけです。

過去、財政を好転するという材料がたくさんありましたけども、結果としてそうなっていますので、今後いろいろ自治体側としていろんな事業を展開する中で、基金を市民の暮らしに生かす努力をしていただきたいと。

ちなみに、消費税増税に対して本会議でも述べましたけども、この増税によって国の増収分が5.7兆円です。その一方、政府はばらまきで6兆円を使おうとしているんです。この問題に対して、いろんな有識者から、消費税増税をやめるべきだというご意見もたくさん出ているわけでありまして。

今後、暮らしの問題でいきますと、安倍政権になりまして、社会保障の削減で4兆30億円削減されているわけです。自然増も含めてでありますけど。だから国民は総じて負担がふえるけども、地方自治体も大変だけれども、国のほうは国民の暮らしにお金を使わないという割合が高くなってきていますので、何のための増税かということに僕はなると思っていますけども、そういう中でぜひこの基金の問題について、そういう国の動きもきちんと注視しながら頑張ってくださいと。

全国知事会が平成30年12月21日に行われて、地方六団体として全国市長会

もそうですし、全国町村会もそうでありますけども、地方六団体が地方財政問題に対して共同声明を発表されています。平成31年度については、地方交付税の額についても前年度を超えたということで、評価も一方でされています。この地方交付税がらみで臨時財政対策債、いわゆる地方の借金ですね、これを認める割合も少なくしたので、地方交付税の率を引き上げるべきだということ強調していますが、こういう動きも頭に入れていただきながら、地方から一緒に声を上げていただくということあわせて、自前の基金の活用について、頑張ってくださいと申し上げておきたいと思っております。

納税者の数と就業者の数がふえたという問題で、なかなか担当としては、そういう問題について見解はしんどいかと思いますけども、国会の議論では、6年間で働く方は384万人ふえましたと。しかし、ふえた中身が大変だということがあります。実際、正規職員の方、25歳から64歳で、28万人ふえています。しかし、65歳以上が266万人、15歳から24歳が90万人で、そのうち74万人の高校生・大学生が含まれているということで、大変な国民側の就労者の実態が明らかになっているわけでありまして。

年金で生活できない、少しでも将来のために蓄えを残したいと。学生は仕送りが大変だということで、土日ではなくて、平日の勉強時間を削ってアルバイトしているという、こういう実態が国会で明らかになっています。先ほど数字が示されて、給与所得者がこの6年間では2,500人ほどふえていますけども、その中身が問題だと思っています。多分に非正規職員の方がふえて、そこで税金を納めていただいていると

ということがあると思っていますけども、そういう国会の議論もぜひ注視していただきたいと。

ちなみに、先ほど担当課長のほうからは、所得300万円以下については83.6%、摂津市はあると紹介ありました。計算しますと、その前の所得200万円以下で見ますと、摂津市は2万5,862人。3万8,899人中、納税義務者の総数に対して66.5%が200万円以下なんです。吹田市が56.3%、約11ポイントも違います。池田市が61.3%、高槻市は63.3%、豊中市58.8%、茨木市60.2%、箕面市が58.4%であります。それだけいつも申し上げているとおり、しんどい状況は一緒ですので、こういったものをぜひ注視していただいて、そういうところから行政全体としての政策決定にぜひ生かしていただきたいということを強調しておきたいと思います。

3点目であります。ことし10月1日からの税率の改正によって、法人税率が3.7%下がりますので、単純に行きますと約6億円の減収になるという、大変な数字が示されました。平成26年の改正による平年ベースの影響、平成28年度は法人税全体の額がふえたので、当初は3億2,000万円の影響と思ったけども、わずか2,000万円の影響で終わったということでもあります。

これから、いろいろ法人税の減税分を、国の意図に基づいて地方の財源である地方交付税を財源に賄っていかうということで、国は考えています。そういう国の地方財政に対するいろいろ考え方は、これから変わっていくだろうと思いますけども、ぜひそういうこともきちっと見ていただいて、声を上げていただきたいということ

を申し上げておきます。

自動車税の改正問題に絡んで、自動車取得税がなくなるかわりに環境性能割交付金が創設されるということでもあります。

いただいた資料で見ますと、確かに環境の分野でいろいろ国の施策、関係業界の要請の中で、どんどん変わってくるわけでありまして、自動車取得税が廃止され、負担がふえるという結果になるわけです。こういう点もぜひ見ていただきたいということを強調しておきたいと思います。

社会資本整備交付金については、一応わかかったような、わからんような感じで、申しわけありませんけども。一応、市としてこの国としての補助金の形から交付金制度に変わったわけでありまして、これを活用して毎年こういう分野に市としてはあげているんだということで、これまでの成果と、今後の計画について少し資料として要請しておきますので、委員長、よろしく願いいたします。

道路関係の3点であります。

JR千里丘駅前の災害による傷みの補修については、約2,000万円の予算を組んで取り組んでいくと。仮補修は、年度内にしますというお話でありますので、待ち望んでいますので、よろしく願いいたします。

それで、いろんな修理の仕方もあると思いますけども、震度5強とか、それを含めて、それに耐え得る仕上げ材といいますか、仕様といいますか、そういう点でもよろしく願いしたいと思います。

千里丘三島線の問題についても、お話にあったとおり、弾力的に運用していただいて、先ほど申し上げたように地権者の状況も変わってきていますので、より相談していただいて、受けとめていただいて、早急

に対応していただくように重ねてお願いしておきます。

府道の問題については、確かに努力は認めますが、摂津市の地形上、幹線道路に分断されて、大型車も含めてたくさん道路に車が入り出す状態は変わりません。ちょこちょこ数的には少し減ってきているかも知れませんが、幹線道路という点では変わりませんので、やっているのかもわかりませんが一度定期的に、府道全体のチェックをしていただいて、きちっと言われることを相談されて、計画的に進めていくということで、きちっと対応できる立場から、いろいろ揉んでいただいて、話し合いを進めていただきたいと思いますということをお願いしておきます。

安威川問題であります。いろいろ過去と比べれば、ダムができれば大丈夫だという認識は、お互いに変わっていると思いますけども。この安威川問題にも取り組んでいる水源開発問題全国連絡会では、安威川問題について、そこに水を取り込めて、たまったら放流していくと。その工法に対していろんな批判をしているわけでありまして。今は地域にどンドン雨が降って、周りが大きな被害を受けるというのが全国で発生しています。安威川問題では、当初は総工事に836億円だったけども、その倍近い1,536億円になっているというこの金額の問題と、100年に一度の降雨に対して対応しようとしていますけども、このような降雨でも安威川ダムが完成しても、安威川神崎川流域の大半のところは氾濫してしまうという指摘をしているわけです。こういうことも実際に聞いておると思いますので、今のたまったら放流するという方法ではなくて、昔みたいに堤防を強くする。近年、全国で発生しているような堤防

が決壊して住宅側に水が流れて大きな被害が発生していますが、堤防を強くして、総合的な治水対策を行うべきだという論調が今強くなっていますので、ぜひそういうことも含めて対応していただきたいと思います。

先ほど担当課長が申し上げられた、情報の公開はちゃんとしていただきたいと思います。立場は別にしても、安威川ダムニュースが出ています。ああいう格好で最初に申し上げた、どういう状態になっているのか。これに対して何をしようとしているのかということ、ちゃんと情報が伝われば、違った展開もできますので。住民合意で情報をちゃんと調べて、伝えて、一緒に豪雨などに対応できる状態まで頑張っていただきたいと思いますということをお願いしておきます。

災害問題であります。

東日本大震災から8年目を迎えて、いろんな式典なども行われて、宝来館の旅館の苦悩もBSで放映されていました。

国のほうではご承知のとおり、復興庁が法律的にはあと2年ほどで解散します。その後どうするかという議論が今行われております。ある新聞では、防災庁という名前で継続申請すべきだという話が出ていますし、片田敏孝特任教授の記事が先日、新聞に掲載されていますけども、中央防災会議でもこんなことをおっしゃっていると。今こそ災害への向き合い方を根本的に変えるべきだという話をしているんだということを、片田敏孝特任教授は言われているわけです。

先ほど紹介された、ことしの事業なども大変なことだと思っています。数年前に、私個人的には国分寺市の防災まちづくり学校をやってほしいと頼みましたが、あのとき当時の総務部長は、検討するという話をされて、それが防災サポーター養成

講座とか、防災士取得に対する助成金だとかということで、とても喜んでいてありますが、実際の災害は住民が遭うわけでありますから、いわゆる自助というところと、共助というところをいかに強化していくのか、環境を整理するかが大きなポイントだと思っています。そのために公助がどうあるべきかと。そういう目標値といえますか、そういうことをきちっと地域防災計画の中でも議論していただいて、住民の方々が地域も個人も含めて、ちゃんと対応できるような、そのために公助はどうあるべきかということで、いろんな課題を揉んでいただいて、いい地域防災計画をつくっていただきたいと。

先ほど質問しなかったんですけども、防災空地の問題ということで。市内いろんな大きな土地もありますけども、旧味舌小学校の跡地問題で、体育館建設が始まります。資材置き場とか工事用の関係で旧味舌小学校の跡地が利用されますけども、地震などの災害は今起きてもおかしくない状況の中で、そういう点からきちっと防災公園とか防災空地ということで、きちんと活用していくところを住民に発していただいたほうが、今後スムーズに行くかと思えますけども、その点お聞かせいただきたいと思えます。

それともう一点、阪神・淡路大震災のときに、府の制度に合わせて摂津市が家屋被害復旧貸付金、当時多分200万円か250万円ほどであります。これをつくりました。多くの方が利用していただきました。これ、今ありません。その分の償還金が今年度74万8,000円で計上されています。55ページでありますけども。時代が大分過ぎていきますので単純に行かないと思えますけども、公的支援の問題について

も、先ほど国のいろんな政策と、摂津市のいろんな財政状況も話しました。市民生活の状況もお話しました。そういう中で公的支援のあり方について、やはりもう少し突っ込んだ検討が必要だと思っていますので、二十数年前につくったこの制度の中身と、こういうことも含めた公的支援の考え方について、少し進んだ答弁があれば、お願いしておきたいと思えます。

消防職員の体制問題については、おっしゃるとおりでありますので、努力していただきたいと。ただ、副市長に答弁を求めておきたいと思えます。

先ほど地域とか市民、それぞれで自助・公助の段階できちっと対応できるような、そういうことを目標にして進めていただきたいというお話をしましたけども、それをするためにはやはり公助は大事であります。公的な災害の専門隊としては、消防職員、大きな力・役割がありますので、そのためには国が示した数字に対して約53%であります、約半分なんです。これは北摂でも最低クラスだと思っておりますけども、確かに財政問題もありますし、庁内全体で対応するというのもありますし、おっしゃっていただいた、その規模に依拠している職員体制という面でもいろんな対応の仕方あるかもわかりませんが、持つべき対応力といえますか、そういう点では大事な課題でありますので、ぜひ地域防災計画の中で、この消防職員の増員計画についても大きな柱として取り組んでいただきたいと思うんですけども、一言いただきたいと。

あと最後、三世代ファミリー住まいのサポート制度であります。

理屈はわかるんですけども、そういう説明がもともとあったので、人口増と、生産

年齢人口、子育て世帯の流出を防ぐという、そういう意味合いがあったと思いますし、いろいろこれからおっしゃったように2025年問題、僕ら世代が75歳になっていく、後期高齢者になっていくわけで、そういう社会全体の構成要因が変わっていく中で、違った考え方も当然入ってきますので、摂津市で生まれて、最後まで住んでいただくという、その中で今世紀半ばぐらいまでには南海トラフ地震も発生する可能性が大いにあるということもありますので、少なくとも家族全体で寄り添って、地域と協力して対応していくと、一生を送っていくということが一つのポイントだと思っていますので、そういうところからも、先ほど申し上げた、いろんな家族の状況、地域の状況に応じて、こういう一緒に住んだり近所に住んだり、そういうことに対応できるような助成制度をプラスアルファでつくっていただきたいということを申し上げておきます。

2回目以上です。

○渡辺慎吾委員長 資料請求がありましたので、後日の提出をお願いします。

それでは3点について、ご答弁いただきます。

川西課長。

○川西防災管財課長 では、防災関係の2回目のご質問でございます。

まず、先に予算書の54ページの家屋被害復旧資金貸付金の収入の件でございます。これ、過去の阪神・淡路大震災と平成11年度の水害、この際に市民の方が家屋被害を受けられたときの貸付金の返還金でございます。

委員がご質問の今回の震災では、こういうのはないのかという部分の公的支援についてなんですけれども、昨年度の震災に

つきましては、大阪府のほうが同じような形で被災住宅無利子融資制度というのをやっておられます。そちらのほう、市民から家が潰れたんで修繕費を貸してほしいということならば、大阪府のほうを我々紹介しております。

この元金収入のほうなんですけども、過去に摂津市が実施していました貸付金は、1件20万円以内で返済は5年以内でした。今回、大阪府がされているものは、さらに拡充されてまして、融資額は1件当たり200万円、返済期間は10年という形で、非常に市民の方、利用勝手もよくて便利な貸付制度を実施されていますので、摂津市オリジナルでの貸付制度はせずに、大阪府を紹介しておる状況でございます。

以上でございます。

○渡辺慎吾委員長 井口部長。

○井口総務部長 防災関係の防災空地のご質問でございます。

この件に関しましては、過日の代表質問でもございました。旧味舌小学校跡地の活用について、防災空地として利用していいかどうかというご質問に対して、当座、当面と申しますか、具体的な計画が浮上した場合は別ですけれども、それが無い限り、我々防災を預かる身としても、防災空地で活用したいということで考えておりますので、当面はその方向性で行きたいと考えております。

○渡辺慎吾委員長 副市長。

○奥村副市長 それでは、職員体制のことにつきまして、私のほうからご答弁申し上げたいと思います。

昨日、民生常任委員会がありまして、その折にもちょっと答弁させていただいたんですが、平成7年のときが一番、職員数が多い年でございます。そのときは正規

職員が904名でございました。最新の数値でいきますと、656名だったと思います。非常に定員管理ではシビアに定員を落としてまいりました。

その間、それぞれ消防の職員につきましては、平成9年には定数が93名でございました。昨年の平成30年4月には103名ということで定員をふやしております。それぞれ所属部署によりましては、定員をふやしたところもあります。

きのう話題になったのが、いわゆる生活保護のケースワーカー、これもご指摘いただきました。生活保護のケースワーカーにおきましては、平成7年が単独に課となりました。そのときは10名でございました。現在は15名の職員がおります。

そういう部分では全体の人員を減らしながら、しかもシフトがえをしながら、それぞれ重点的に配備するところはしてきたつもりでございます。

いずれにいたしましても、これからの大災害を踏まえますと、決して消防のほうをすぐには増員できませんけれども、やはりそういうことも念頭に置きながら、全体のバランスを考えて、シフトがえができればと思っております。

以上です。

○渡辺慎吾委員長 野口委員。

○野口博委員 最後にします。

防災空地の問題については、以前本会議でも市長と議論しましたが、今までの経過の中で市長自身が表明されて、事が進んできましたので、そういう問題の性質からしても、それに見合った対応を市民としてほしいということがありますので、住民合意でどう活用するかということが、早く行政が発せられるように努力していただきたいということを申し上げておきます。

それと消防の問題については、今おっしゃった方向で当然そうなると思いますけれども、同時に国の政策によってはどんどん民間委託、民営化というのか、職員の削減とあわせて共生をしていこうと、改めてトップランナーということで、いろいろ民間事業者が地方自治体の現場により参入できるようにしなさいという方針を出しております。そういう中でなかなか職員増というのは大きなネックがあると思いますけど、しかし数百年に一度の災害が来ようとしているわけでありまして、そういう中でやはり消防のほうもそうでありまして、自治体の役割は住民の命を守っていくという、こういう大きな命題がありますので、そういうことに対して職員の問題ということでどう対応するかというほうが問われていると思っておりますので、ぜひ検討していただいて、シフトがえプラス増員の中で、そういう自治体づくりできないかということで、一応ご意見として申し上げておきます。

最後に一言申し上げて終わりたいと思います。

先日、1月25日に総務省は、新年度予算を決定する閣議前に、全国の都道府県政令市の財政課長を集めた会議でこういうことを述べています。

消費税が引き上げられる年度だから、しっかり市町村、都道府県の皆さんも統括してもらいたいと強調し、増税に伴う地元各自治体、しっかり取り組むよう迫りました。

2019年の地方財政計画は、今申し上げた政府の公的サービスの産業化路線、学校や公営住宅、公共施設などの行政サービス初め、上下水道や公立病院など、公営企業含め、あらゆるサービスを集約化と広域連携へと誘導し、一層の民間委託や民営化

を、企業のもうけ先としてその拡大を一層進めようとしています。

ちなみにトップランナー方式を窓口業務に使うという問題については、平成30年でも一応見送られました。窓口業務を民間に委託したという意味合いで、国は助成金を決めますよと。現状に比べてその繰り出し分を減らしますよという作戦でありますけども、そういうこともありますし、先ほど申し上げた地方交付税の原資なども、一定の改善はあります。今、全国の地方六団体はごっつい頑張っています。その流れの中で、ぜひ本市も頑張っていたきたいと思います。

政策的な問題でいえば、子育て分野では、この間全国で頑張っていたいて、入学準備金、小学校では4万6,000円から5万6,000円です。1万円上がります。中学校は4万7,400円から5万7,400円に上がります。卒業アルバム代等は新規に補助対象となります。修学旅行費については、中学校5万7,590円から6万300円上げます。こういう、頑張ってきた成果が、国の財政計画を動かしています。こういう点もぜひ生かしていただきたい。

災害問題では、今摂津市は義務教育の施設に対して特別教室、今回全てやろうということで予算化されていますけども、災害時の避難所となる中学校の体育館に対してエアコンを設置しようということで、今各地方自治体がそれに対する国の制度を設けるべきだと、補助すべきだということで頑張っています。東京都のほうはちなみに冷風の機械のリース代について、東京都全体で補助しますよということで今動いています。これは大阪府もこの冷風については、府立高校含めてやるということで、

今度予算化されますけども。そういういろんな動きがありますけども、申し上げた地方自治体としていろんな政策課題がありますけども、ぜひ基本的立場に立って頑張っていたきたいということを最後申し上げて、質問終わります。

○渡辺慎吾委員長 暫時休憩いたします。

(午後2時49分 休憩)

(午後3時14分 再開)

○渡辺慎吾委員長 再開いたします。

三好委員。

○三好義治委員 それでは質問していきます。

予算書、20ページで、個人市民税の43億9,010万円についてですが、この中の均等割で地方自治法第294条第1項2号の納税義務者の中で、まずは地方自治法第294条第1項2号の納税者数と納税額、この納税者数とは何ぞやということも重ねてお聞かせいただきたいのと、その他の分類で、納税者が何名おられるかという点についてお聞かせいただきたいと思います。

もう一点につきましては、均等割と所得割納税者数の人数とその納税額につきましては、先ほど野口委員のほうも質問されておりました。重ならんように質問していきますけど、先ほどは200万円以下の方々が非常に多くて、60%ぐらい、300万円超えると83%となっておりました。700万円を超えた場合は2.3%、北摂他市と比較いたしますと、やっぱり高額所得者が非常に少ないということになってきております。ただ、タワーマンションができたり、操車場跡地ですね、つまり健都のほうでマンションが建設される中で、こういった高額所得者の方々が相当に市のほうへ入居されておりますけど、その

動向というのをどのようにつかんでいるのか、お聞かせいただきたいと思います。

それから、予算書ですけども、たばこ税の7億3,000万円についてお聞かせいただきたいと思いますが、本来これ、目的税という種類の税だと思うんですね。この目的税という種類の税ですけども、今一般的にはもう、一般財源に全て繰り入れられて、どこにどういうふうに使われてるか全く状況がわからないようなことになっています。本来ならば、このたばこ税、目的税ならば、購入をしている喫煙者に対して、そのたばこ税に基づいて有効な活用方法というのがあってしかるべきだと思うのですが、この数年来そういったことはされているのか、お聞かせいただきたいというように思います。

それと、このたばこ税の算定方法はどうかとされているのかということをお聞かせいただきたいと思います。細かい話はもう答弁で聞くよりも、私のほうから言いますと、たばこ1箱に対して国のたばこ税が全体の24.2%、都道府県たばこ税が3.9%、それと市区町村たばこ税として入っているのが23.7%、たばこ特別税として3.4%、消費税が7.4%、こういうふうな比率になってきております。この中で、先ほど言いましたようにたばこ税の算定方法とその税額についてお聞かせいただきたいというように思います。

それから、補正予算(第8号)で、18ページの寄附金、これ決算審査でも指摘はしとったんですけど、今回もこの寄附金につきましては一般寄附で総務課719万3,000円が補正で上がっております。この補正予算を組むまでに、ほかの寄附金はなかったのかどうか。決算で見ますと、こういう一般寄附と、あと目的寄附もあり

ました。昨年5月か6月の広報せつつには、目的寄附である人間基礎教育に対する寄附がありましたという掲載もなされておりました。なのに、ここにはその寄附行為が一切計上されておられません。どういった経過なのか、お聞かせいただきたいと思います。

それと、補正予算(第8号)で、18ページ、これ本会議場でも質問いたしましたけども、減債基金の繰り入れが10億円されております。歳出で26ページ、土地開発基金で10億円積み立てをされております。補正予算でこのような処置をとるのはいかがなものかなと思っております。

本来、摂津市の減債基金条例というのは、第1条で市債の償還財源を確保し、市債の適正な管理を行うため、摂津市減債基金を設置するとあります。第6条におきまして、第1項から第4項でも、市債の償還財源に充てることと記載されております。なのに、今回の処置につきましては、減債基金が償還に充てられている形跡が全く見えてきていないという事実があります。これについて、どのような考えを持っているのかお聞かせいただきたいというように思います。

それから、予算書の24ページで、今回新たに森林環境譲与税が320万円歳入として入っております。調べてみますと、この森林環境税は、個人住民税の均等割の納税者から国税として一人年額3,000円を上乗せして市町村に徴収され、平成36年度から開始をされると。それまでは、東日本大震災に対して各自治体の防災対策のため、平成35年まで個人住民税の均等割の課税標準額が引き上げられ、これが廃止になって今度森林環境税、平成36年度から徴収されるんですが、今回はそれに

先立ちまして、森林環境譲与税320万円が記載されております。今年度、どういう取り組みをなされていくのか、これにつきましては使途の公表の義務も義務づけられております。こういったところについて、お聞かせいただきたいと思っております。

それと、消費税についてですけど、予算書26ページ、地方消費税交付金の15億9,200万円についてですが、これも昨日からちょっといろいろ議論しているんですけど、なかなか私理解できなくて、改めて聞かせていただくんですけど、10月から8%から10%に引き上げられます。しかしながら、この平成31年度の予算を見ますと、平成30年度より3,800万円減額になっているんですね。一方では消費税は引き上がっているのに、額が下がっている。これはどういったところに要因が発生しているのか、お聞かせいただきたいと思っております。

それと、自動車取得税交付金と環境性能割交付金、これもさっき野口委員が質問しておりましたけど、私ちょっと違う観点でね、これも予算書26ページに記載されておりますが、自動車取得税交付金は4,000万円で計上されて、環境性能割交付金は1,800万円計上されているんですね。これにつきましては、さっきのご答弁でありましたように、消費税率10%の引き上げに合わせて保有課税を恒久的に引き下げることによって、地方財源を確保すると、こういうような名目なんですけど、今年度予算を見ますと、実態として自動車取得税交付金の額は引き下げられました。これは大きく昨年より3,900万円引き下げられたんですね。それを補うために環境性能割交付金、1,800万円、これが交付されたんですけど、この二つを合わせてでも

昨年より2,100万円減額になっているんですね。これは国が言うているような、地方財源の確保をするための政策なのかというたら、逆に税は下がっているんですね。この制度自体について、行政として、理事者としてどう捉えているのか、お聞かせいただきたいと思っております。

それと、予算概要の130ページで、予備費が4,000万円計上されております。例年ですと、3,000万円の予備費で計上されておったのが、今回1,000万円上がっております。これについて、お聞かせいただきたいと思っております。

それから、予算概要の204ページの経常的経費と資本的経費の予算内訳の中で、平成30年度当初予算には資本的収入として府支出金が4,900万円計上されておりましたけど、平成31年度の当初予算で見ますと、府支出金が資本的収入としては全く計上されておられません。大阪府からは一切いただけなかったのか、お伺いしたいと思っております。

それと、206ページの目的税の使途状況の一覧表の中で、あとで一括でまた質問しますけど、引き上げ分の地方消費税収が充てられる社会保障施策に要する経費の表をいただいておりますけども、これが5%から8%に上がったときの3%分の消費税が充てられる額として6億2,506万9,000円、その内訳として社会福祉費と児童福祉費と保健衛生費に入っておりますけど、この比率は国基準に定められたものなのか、それとも市単独の任意のものなのかということについて、お聞かせいただきたいと思っております。

次に、都市計画税の使途状況について、これも目的税として重要な税金ですけども、16億2,860万円が計上されてお

ります。都市計画税というのは、目的税であって、我々は一般論で考えるとこの都市計画税についてはやっぱり道路整備とか、いろんなガード整備とか、いろんなそういった都市開発に対して使うのが目的税である都市計画税だと理解しとったんです。

ところが、この表を見ますと市街地開発事業として2億7,631万9,000円、地方債の償還等で13億5,228万1,000円、9割方が地方債の償還に回していると。この点について、本来の目的税である都市計画税の使い道がこれで本当にいいのかということが疑問に思います。これについてお聞かせいただきたいとしたいと思います。

それと、補正予算（第8号）の44ページで、道路維持費の補正が819万4,000円減額されております。内訳を見ますと、国府支出金が7,330万9,000円減額されて、一般財源が6,511万5,000円充当されております。本来、この国府支出金の減額充当、一般財源を充当しないようにはなった、工事内容についてお聞かせいただきたいというように思います。

それと、予算概要の88ページで、都市計画審議会事業の18万8,000円についてお聞かせいただきたいと思うんですけど、平成29年度に生産緑地法の改正がされて、面積要件の500平米以上が300平米まで引き下げが可能になっております。この申請手続及び実施時期と生産緑地の指定期間についてお聞かせいただきたいとしたいと思います。

それから、予算書33ページの市営住宅使用料の8,862万8,000円ですが、従来ですと市役所にいちいち納付金を持ってこられたというように聞いておりま

すが、昨年か一昨年か、ちょっと記憶が定かではないんですが、この辺は答弁で言うていただいたらいいんですが、銀行振り込みになったということを知っています。以前も本委員会で話をしましたけど、数百万円も滞納している方がおられるということも聞いておりますけど、現在その徴収率と滞納者というのは、現状どうなっているのか、お聞かせいただきたいとしたいと思います。

それと、市営住宅管理事業として、予算概要94ページで、一津屋第2団地の外壁等の改修工事が1億8,461万9,000円計上されております。工事概要と工事期間、それと一津屋第1団地でも発生いたしましたけど、アスベスト関係は今回は大丈夫なのかどうかということをお聞かせいただきたいとしたいと思います。

それと、予算概要の100ページで、自主防災支援事業として60万円と、102ページの防災演習事業2,215万4,000円が計上されております。これ、本会議のときでも話しておりましたが、自主防災組織は今12団体あって、それからこの防災演習というのも総合防災演習、青少年運動広場で行っている分というふうには理解しておりますが、これまではそれぞればらばらに演習をやっておって、本会議場においてでも、昨年の地震とそれから台風21号の強風を受けて、私も市の職員が班編成の訓練もやられて、本部も演習をやられたけど、私はより実践的な演習を早期にやるべきだという質問もさせていただきました。

そういったことについてお聞かせいただきたいのと、それと今自主防災組織で防災訓練をやっているのは、大方は連合自治会が主体でやられているんですけど、自治会の加入率自体がすごく減ってきている

んです。そういった中で、市民全体を巻き込んだ防災訓練のあり方というのはどういうふうに考えていっているのか、この点についてお聞かせいただきたいと思ひます。

それから、予算概要の102ページの災害対策基金の1,000万円についてですが、この1,000万円については、本当にこの1,000万円がいいのかということもありまして、1,000万円の根拠とは何ぞやというのが非常に疑問として思ひております。これも代表質問の中でいろいろ伺っていたら、やっぱり5,000万円は必要だということまで聞いてるんですが、ならば今回災害はいつやってくるかわからない、その中で1,000万円というよりも、5,000万円を必要とするんやったら、なぜ今年度予算で5,000万円計上、つまり基金として積み立ててないのかということについてお聞かせいただきたいと思ひます。

それと、消防関係についてですけど、予算概要98ページで、自主防災組織用ポンプ整備事業で110万4,000円が計上されております。備考欄を見ますと、可搬型消防ポンプということに記載しておりますけど、現在、各自主防災組織の中でこの可搬型ポンプを設置しているところが何か所あって、今何台を更新しようとしているのか、お聞かせいただきたいと思ひます。

もう一点も消防ですけど、予算概要98ページで、応急手当普及啓発活動事業についてですけども、今まで応急手当の普及啓発活動事業というのはどういったものをやられてきたのかということをお聞かせいただきたいのと、それぞれにちょっとお伺ひしたいけども、7年ぐらい前から10

年ぐらい前ですかね、AEDが非常に応急処置の手段として好ましいということの中で、各種公共施設とかいろんな民間の団体に設置していただきました。もちろん公金を使ってしているところもあれば、自主的にAEDを取り入れたところもあります。

ただ、このAEDというのは7年たつと耐用年数が切れてしまうというような、実態があります。こういったことの、今AEDは市内でどれぐらいのところに設置をされて、それに対してどれぐらいの成果が上がっていたのかということについて、お聞かせいただきたいと思ひます。

1回目は以上です。

○渡辺慎吾委員長 船寺課長。

○船寺市民税課長 市民税課にかかわります2点の質問にお答え申し上げます。

まず、地方税法第294条第1項第2号の該当者につきましてご説明申し上げます。これは、この該当者につきましては摂津市内に事業所、事務所、事業所または家屋敷等を有する個人で、本市に住所がない方に市民税の均等割のみを課税するもので、平成29年度の決算での納税義務者数は200人で、平成30年度につきましては186人で、確定数ではございませんが、平成30年度では186名となっております。

また、均等割の額の税額については、3,500円となっております。府民税が、それに府民税が1,800円と合わせて5,300円徴収させていただいております。

震災の復興の分につきましては、3,500円のうち500円分が震災復興に均等割の中に入っております。

実際の均等割の状況でございます。均等割のみを納める方につきましては、先ほど

申しあげました186人を含めまして、2,146名になります。

納税額につきましては、約751万円になってございます。

均等割と所得割を両方納められる方につきましては、先ほどもご答弁申しあげましたが、平成30年度は3万8,899人で、そのうち均等割のみで申しあげますと、約1億3,600万円が均等割のみの金額になっております。

これに基づきまして、今年度の当初予算を現年度分としまして1億3,990万円を計上させていただきます。

続きまして、たばこ税について申しあげます。

たばこ税につきましては、今年度7億3,000万円計上させていただきます。昨年度より1,000万円増にしております。

理由につきましては、たばこ税の増税が昨年10月にございました。また、平成31年10月から旧3級品の分につきましてもたばこ税の改定がございます。旧3級品については、もうなくなりまして、同額の金額になりますので、その分として1,000万円の増を見込んでおります。

それと、たばこ税の概要でございますが、先ほどたばこ1箱当たりで申されました金額で申しあげますと、たばこ1箱480円の紙巻きたばこでございまして、市町村に入ってくるたばこ税の金額は、1箱当たりで言いますと113円84銭になるものでございます。そのたばこ税につきましては、それぞれの国、都道府県、市町村それぞれ法に基づく税率がございまして、その内訳につきましては製造たばこ1,000本当たりについて金額を定めておられます。国のたばこ税が6,622円、都道府県のたばこ税が930円、市町村たばこ

税が5,692円となっており、たばこ税だけで見ますと市町村のたばこ税の割合は43%となっているものでございます。

それと、申しわけございません。個人所得額の動向については、資料整理して後ほどご答弁させていただきます。申しわけございません。

○渡辺慎吾委員長 谷内田課長。

○谷内田財政課長 それでは、予算書22ページのたばこ税の使途について、予算配分の観点で私から答弁申し上げます。

たばこ税につきましては、平成15年以降ですね、数次にわたって増税が行われ、この平成30年度の税制改正でも段階的に3度の引き上げを行うということが決まっております。そういった経緯を踏まえまして、喫煙者の思い、いろいろあることは十分承知しておりますが、近年市たばこ税の税収をもって何か特定の施策、事業等を実施したというところはございません。

次に3番目、予算書18ページの寄附金の予算計上についてお答えいたします。

今回、総務課の所管する一般寄附金、これについてのみ補正予算を計上させていただいております。総務課のほうでは、ふるさと納税が12月末を節目としてほぼほぼ金額が固まるということで、歳入予算の計上、要求があったものですが、ほかの課においても幾つかの課で平成30年度寄附金の収納があったということは確認をいたしております。各課におかれましては、この1月、2月、3月以降の寄附金、こういったものの収納の見込みがあるのかなのか、そういったところも踏まえて予算要求すべきかどうか判断いただいております。これにつきましては財政課のほうから統一的に各課へ周知してまいりたいと考えております。

続きまして、質問項目4番、補正予算(第8号)の18ページ、減債基金の繰入金と土地開発基金の積み立てにつきましてお答えいたします。

減債基金の処分に関しましては、委員がご指摘のとおり減債基金条例第6条に規定されております。減債基金を直接土地開発基金の積立金の財源とする、そういったことについてはこれらの規定に該当せず、条例にのっとった処分でないということは委員がご指摘のとおりでございます。

そのため、土地開発基金に積み立てを行う際は、平成30年度の決算等を見込んでいく中で歳出予算の不用額、それから市税収入の増収等、一般財源によることを第一といたしまして、減債基金の取り崩しに関しましては条例にのっとった運用をしてまいりたいと考えております。

続きまして質問項目5番の、予算書24ページの、森林環境譲与税の取り組み、それから使途公表についてお答えいたします。

森林環境譲与税につきましては、森林の保護、それがひいてはCO2削減、地球環境の保全につながるということで、委員がご指摘のとおり平成36年度から森林環境税が課税されますが、それに先立って都道府県・市町村に譲与される譲与税となっております。

使途目的といたしましては、直接的な森林整備でありますとか、林業を担う方の人材育成、木材利用の促進、それからこれにかかる普及啓発に充てることとされております。本市においては、森林等はないので、整備にかかる経費に充当するというのがなかなか困難でございましたので、この木材利用の促進に該当する事業に、平成31年度については充当してい

くということで考えております。

具体的には、教育委員会のほうで幼稚園や保育所で遊具をいろいろと活用いただいておりますけれども、その遊具について、木製の遊具を購入いただいて、木材の利用促進、それに加えて木のぬくもりというものを感じていただいて、情操教育に役立てていただくということを目的として、木製遊具の購入、これを一つ予定しております。

これ以外にも、木材利用というところに充当してまいりたいと考えております。

使途の公表についてですけれども、国のほうから使途を公表することということで通知が参ってきておりまして、どういった形で使途を公表していくのか、まだ少し明らかになってないところではございますけれども、今想定しておりますのは、決算でほかの目的税等も使途を公表させていただいておりますので、そういった形で決算概要の附属資料として使途状況をお示ししていく、それからホームページ等にも掲載していくという取り組みを考えております。

続きまして6番の予算書26ページ、地方消費税交付金の状況、減額になっていることについてでございます。ことし10月から消費税10%に引き上げられますけれども、10月分の消費税、地方消費税と一緒に消費税を一旦国に納めていただくんですけれども、国が収納した地方消費税について、一旦、都道府県にそれが払い込まれます。その後市町村に地方消費税交付金として交付されるということになっておりまして、10月の消費税については大体の期限が2か月後ということになっておりまして、国に納めていただくのが恐らく12月末と。それが府のほうに入りますまいりますが、さらに1か月後の1月末

ということになりまして、2020年1月に大阪府が国からいただいた地方消費税は市町村へは、2020年6月の交付ということになっておりまして、実際に消費税をお納めいただいてから市のほうに消費税交付金として交付されるのが、大分期間がかかるということで、平成31年度については消費税の増税分、これが反映されていないものとなっております。国の地方財政計画でも、市町村の地方消費税交付金については前年度減となっております、そういったタイムラグがあることから、平成31年度の地方消費税交付金については減額になるので、気をつけるようにという国からの通知もございました。

それから、次に7番目、予算書26ページの自動車取得税交付金、それから環境性能割交付金、これらのトータルを見た中で、地方税財源の確保がきちんとされていないかというご質問についてお答えいたします。

今回、平成31年度の車体課税に係る税制改正の中で、市に影響がございましたのは委員もおっしゃっていただいておりますとおり、自動車取得税が廃止され、自動車取得税交付金が半年分なくなると。その一方で自動車税の環境性能割が導入され、環境性能割交付金が交付されることとなるということで、この二つだけを見ますと、おっしゃっているとおおり2,100万円ほどの減額となっておりますが、この車体課税の見直しにつきましては、平成26年度の税制改正から数次の改正が行われまして、今般の平成31年度の税制改正をもって最終結論という位置づけがされておるところです。

そのため、過去の税制改正を改めて確認いたしますと、平成27年に軽自動車の税

率の引き上げが行われております。これによりまして、今年度の軽自動車税の予算額、環境性能割も合わせまして1億2,400万円ほどとなっておりますが、この税率改正前の平成27年の軽自動車税の予算額を見てまいりますと、8,700万円となっております。

そのため、この軽自動車税の税率アップの分で、4,000万円ほど市の税収がふえておりましたので、その分で今回減少になった分というのは前倒しで財源としては確保されていると捉えております。

次に8番目の、予算概要130ページ、予備費4,000万円の考え方についてお答えいたします。

平成30年度は、いろいろと震災、それから台風等ございまして、その中で補正予算、専決処分等させていただいたり、予備費を活用させていただきました。その経緯を踏まえまして、これまで3,000万円でした予備費については5,000万円に増額して、さまざまな突発的事象に対応していく必要があると考えたところでございます。

その一方で、今回災害対策基金を創設させていただいておりますので、5,000万円の予定のところを1,000万円を災害対策基金の原資とさせていただきたいということで、平成31年度につきましては予備費を4,000万円とさせていただいたところでございます。

引き続きまして質問番号9番の予算概要204ページの、経常的経費と資本的経費の予算内訳の資料についてお答えいたします。

この資料につきましては、予算審議の資料として作成させていただいております。委員がご指摘のとおり、平成30年度の当

初予算、下段の表のほうには府支出金として4,900万円を資本的収入として計上いたしております。

この内容につきましては、阪急京都線連続立体交差事業に係る府委託金でございます。平成31年度におきましても、同様の阪急京都線連続立体交差事業の委託金、予算計上しておるところですけれども、平成31年度のこの表の中では、資本的収入ではなく経常的収入に計上を変更させていただいたところがございます。

予算審議に当たってこれに寄与する資料として、本表を作成いたしておりますけれども、計上方法を一部変更したことによって、経年比較分析等に支障が生じております。計上方法の変更を行う必要がある場合は、注意書き等による補足説明が必要であったと反省いたしております。

今回の計上方法変更も含め、今後引き続き予算審議いただくための資料として、よりよい資料となるように改善に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、質問項目10番の予算概要206ページの、目的税の用途状況についての質問にお答えいたします。

この206ページの表のうち、地方消費税の表記について、各費目への配分、これが国で定められた基準があるのかどうかというご質問ですけれども、国においては、5%から8%に上がった分については社会保障施策に要する経費に充当することという取り決めまででして、社会福祉費、児童福祉費、どういったものに充てていくのかについては各地方公共団体の判断ということにされておまして、特に国でどういった配分をしなければいけないというものがあるわけではございません。

それから、同じく都市計画税の用途につ

いてですけれども、今回市街地再開発事業と地方債の償還、この二つに充当していて、地方債の充当のほうがかなり多額になっているというご質問についてですけれども、都市計画税、地方税法の中で目的税として定められておまして、この都市計画税についてはその用途状況についてはかなり限定的に決められております。この都市計画税については、都市計画法で定められた都市計画事業ですね、かなり大規模な事業になってくるんですけれども、都市計画の認可を受けて実施する都市計画事業に充てていくものと決まっております。その都市計画事業の経費に充てる、もしくは都市計画事業を実施する際に起こした地方債の償還金、この二つに充てることということになっております。

今回、市街地再開発事業に充当している額が低くなっておりますけれども、近年、都市計画事業に該当するような大規模な事業、摂津市においてそう多くありませんでしたので、結果として都市計画事業に充てる経費が少なく、地方債に充てる都市計画税が多くなっているという状況になっております。

今後、JR千里丘駅西口の再開発でありますとか、阪急京都線連続立体交差事業でありますとか、そういったものが本格化してきた際には、そういった都市計画事業にも充当してまいりたいと考えております。

以上です。

○渡辺慎吾委員長 井上課長。

○井上道路管理課長 それでは、補正予算書44ページの道路維持費の国府支出金の減額内容、事業の内容についてお答えいたします。

道路維持費の国府支出金の減額は、社会资本整備総合交付金が減額されたもので、

その内容といたしましては、道路舗装の老朽化対策や法令で定められた橋梁修繕でございますので、減額分につきましては一般財源でもって当該年度の事業を実施しております。

この交付金は、前年6月の概算要望、10月の確定要望を経て当年度4月に交付金の内示額が提示されます。交付申請では、当該地方公共団体の歳入歳出予算における計上金額を明らかにしなければならず、要望額と整合をとる必要性がございますので、当初予算におきましては要望額に合わせた歳入予算を計上しております。

以上でございます。

○渡辺慎吾委員長 西川部参事。

○西川建設部参事 それでは、ご質問の生産緑地についてのご質問にお答えさせていただきます。

現在、生産緑地につきましては、市内に101地区、15.71ヘクタールございます。生産緑地の指定は30年を迎えつつあり、農地の位置づけも大きく変化し、景観や環境、それから防災面からも都市を形成する上で重要な役割を果たすものとなっております。

これらの農地を保全していくために、平成29年に生産緑地法の改正が行われ、面積要件の緩和や特定生産緑地の指定が盛り込まれておりまして、本市におきましても面積要件の緩和の条例化を行ったところでございます。

これらの法改正につきましては、現在農業委員会と連携して広報誌に掲載したり、ホームページ等で周知を図っていくほか、説明会を実施している最中でございます。追加指定やそれから特定生産緑地の申請につきましては、平成31年4月から申請受付を行う予定でございますが、特に特定

生産緑地の制度につきましては、生産緑地を10年延長する制度でございまして、ほとんどが平成4年度に指定を行っておりますが、こちらにつきましては生産緑地が30年を迎える平成34年度までに解除予定となりますことから、その前年であります平成33年度中に申請を受け付けました全ての案件につきまして、都市計画審議会に諮ってまいりたいと考えております。

以上です。

○渡辺慎吾委員長 川西課長。

○川西防災管財課長 では、質問番号13番でございます。予算書33ページ、市営住宅の家賃収入について、口座振替というお問い合わせでございます。

まず、市営住宅、これまでは入居者の皆様に毎月、紙の振り込み票をお渡ししておきまして、市役所であつたり指定の銀行窓口で持参していただいて、直接現金で家賃を納めていただいております。これを改めまして、昨年6月から口座振替による自動引き落としを導入させていただきました。

その結果といたしまして、徴収率は向上しております。具体的に導入前の平成29年7月と、導入後の平成30年7月、同じ7月同士で比較いたしますと、徴収率は大体93%台から95%台に向上しております。

それと、滞納世帯の状況ということでございますが、今、滞納世帯の方、17世帯あります。多いところでは、100万円を上回るような滞納をされている世帯も数軒ございます。我々といたしましては、3か月に1度督促・催告、もうこれは当然発送いたしまして、その上で随時面談させていただきまして、生活状況等いろいろ聞か

せていただいて、最終的には分割納付の誓約をいただきまして、少しずつでも返していただくという形で働きかけているところでございます。

続きまして、質問14番の予算概要94ページの一津屋第2団地、市営住宅の工事でございます。

まず、この工事の概要なんですけれども、築年数19年以上経過しておるこの建物の耐久性を向上させること、つまり構造躯体の経年劣化の軽減を図る、このあたりを目的とした改修工事でございます。

具体的な改修の中身といたしましては、まず外壁の塗装、それから屋根の補修、それから受水槽の更新、このあたりを予定しております。

スケジュール的には、ことし5月に入札により事業者を決定いたしました後、6月議会で工事のご可決を頂戴いただけたら、その後7月に入居者の方にご説明、そして9月から着工いたしまして、翌2月まで、大体工期6か月の工期を見込んでおります。

続いて、アスベストですけれども、ことし実施いたしました実施設計の中で、アスベスト調査を実施いたしました。その結果、先に実施しました一津屋第1団地と同様に、吹きつけ剤の中にアスベストが含まれていることを確認しております。

そこで、来年度を予定しております改修工事では、あらかじめアスベストが飛散しないような方法での施工、もうこれを見込んで組み立てております。

また、そのあたり、その方法も含めた工期のスケジュールを設定しております。

続きまして、質問の15番でございます。予算概要の100ページ、訓練関係でございます。

我々も実践的な訓練という必要性はもう十分把握しております、具体的にまず庁内の訓練なんですけれども、先月、せんだって2月に実施いたしました本部の運営訓練をまた新年度も継続して行う予定でございます。

また、新年度になりましたら、班ミーティングですね、本部体制の班ミーティングを開催いたしまして、全職員が災害発生時に迅速な行動をとれるように徹底してまいります。

また、あわせて市民の皆様にもいろいろお願いしたいところがございますので、まず自主防災訓練の中では、地域の皆様にも避難所の開設であったり運営というあたり、このあたりご支援いただけるように、避難所の訓練もやっていただけるように働きかけてまいりたいと考えてます。

また、本年度の自主防災訓練なんですけれども、例えば千里丘地区では耐水の貯水槽の水を実際くんでいただいて、それを炊き出しの水として利用して炊き出しをされる訓練をされました。あと、味生小学校校区の訓練では、実際に水害に備えて校舎の4階まで実際に避難をされる、そういう体験もされています。

このような形でより実践的な訓練を、いろいろ地域によっては訓練の切り口はさまざまあるかと思うんですけれども、より実践に近い形の訓練を我々も自主防災会のほうに働きかけてまいりたいと考えております。

このような取り組みを通じまして、今後は総合防災演習として本部運営であったり避難所運営、ライフライン会社との連携など、いろんなことを一遍に行える訓練に結びつけたいと考えております。

あと、委員がお問いの自主防災会、確か

に自治会の皆様が中心になって自主防災会つくられているんですけれども、自治会加入率の低下、特に役員の高齢化というのが非常に課題であると考えております。このあたりなんですけれども、解決策の一つといたしましては、例えば学校教育との連携ですね、学校の中で学校の先生が子どもたちに、例えばこういう形で持ち出し品はつくりましょうねとか、こういうところに避難所があるので、何かあったら逃げ込みましょうねという形で、学校事業として実施していただいております。それを例えば子どもが持って帰って、家でご飯を食べながら家族のみんなで、きょうこういうことを習ったよというお話をさせていただく、なるほどという形で、それを踏まえて家族そろって地域の自主防災訓練に参加していただく、そういう形で、申し上げるのは簡単なんですけれども、いい形で何らかの連携をとりながら広げていけたらなと思います。

そのあたりも加味した上で、ことし、(仮称) せつつ防災サミットという形で、いろんな団体、いろんな活動をされている方の横の連携をとりながら、防災活動が広がるような形で働きかけてまいりたいと考えております。

続きまして、質問16番でございます。

基金1,000万円というお問い合わせでございますが、最終的には基金5,000万円程度積み立ててまいりたいと考えております。しかし、平成31年度当初予算におきましては、この基金積み立ても含めまして災害対策にかかる予算といたしまして、大体総額1億5,000万円程度を計上させていただいているところでございます。総額として、非常に多額の予算となりましたため、基金についてはまずは1,000万円といたしまして、今後決算の余剰金を

原資に積立金の増額を図ってまいれたらと考えているところでございます。

以上でございます。

○渡辺慎吾委員長 木下課長。

○木下警備課長 それでは三好委員からの予算概要98ページ、消防本部警備課所管であります、自主防災組織ポンプ整備事業におけるご質問についてお答えいたします。

現在、市内におきまして防災用軽可搬消防ポンプを保有します自主防災組織は10か所でございます、それぞれ1台の消防ポンプを配備しておりますので、台数といたしましても10台となるものでございます。

この自主防災組織でございますが、平成7年に発生いたしました阪神・淡路大震災を教訓に立ち上げられたものでありまして、災害対応のための軽可搬式消防ポンプも同時に整備したものでございます。

しかしながら、軽可搬式消防ポンプの使用期限は20年でございます、事実といたしまして経年劣化によりポンプの老朽化が進んでいるとともに、自治会からの強い要望も相まって、消防本部では平成28年度から市内10か所に設置しております自主防災用軽可搬消防ポンプを順次更新するために計画を立てまして、整備しているものでございます。

なお、今年度までに6台の整備が完了いたしておきまして、平成31年度におきましては鳥飼西2丁目にごございます新生さくら公園、それと鳥飼本町3丁目のけやき公園に設置の軽可搬式消防ポンプ2台を更新するものでございます。

なお、残りの2台につきましては、平成33年度に更新を行い、10台全ての軽可搬式消防ポンプを更新整備していく予定

でございます。消防本部といたしましては、大規模な地震等、大災害が発生した際におきましても、人命救助はもちろんのこと、最大限の被害の軽減に努めるため、自主防災組織を厚くサポートし、市民の安全・安心をしっかりと確保していく考えでございます。

以上でございます。

○渡辺慎吾委員長 大坪参事。

○大坪警防第1課参事 質問番号18番のお問いにご答弁申し上げます。

応急手当普及啓発活動につきましては、小学校区の自主防災訓練や本市が主催しております普通救命講習会で使用します訓練用人形及び訓練用AEDの消耗品、それらの消毒にかかります薬剤料、老朽化による訓練用人形の購入にかかります経費でございます。救命処置訓練を通じまして、市民の皆様の救命技術のさらなる向上を目指し、引き続き救命率の向上を図るため、啓発活動を実施してまいりたいと考えております。

次に、AEDの設置状況ですが、現在本市が公共施設に設置しているものは68か所ございます。また、一般財団法人日本救急医療財団が管理するホームページにおきまして、AED購入者がみずから登録する方法で、全国の設置場所を公開しておりますが、それによりますと市内の民間事業所等には144か所の設置登録されております。

また、AEDの設置効果についてのお問いですが、平成16年7月から一般市民の方がAEDの使用が可能となり、現在までに救急現場で実際に市民等がAEDを使用した事例は21件ございました。そのうち、実際にショックを実施し、奏功した事例は2件ございました。最近の奏功事例で

すけども、平成30年3月、市内の事業所におきまして、事業所の職員の方々が消防訓練の後に突然倒れた傷病者に対して、素早い119番通報、AED装着及び胸骨圧迫を開始し、救急隊が到着するまで良質な一次救命措置を実施したことにより、病院収容後、自己心拍及び自発呼吸が再開し、社会復帰ができたという奏功事例がございました。

以上でございます。

○渡辺慎吾委員長 船寺課長。

○船寺市民税課長 たびたび申しわけございません。それでは、答弁漏れについてご答弁申し上げます。

1点目の個人所得額の動向について、他市と比較してどうなのかということでございます。平成30年度の市町村民税所得割課税標準額段階別納税義務者数をご紹介申し上げます。

摂津市の10万円以下の金額の人数の割合につきましては、摂津市は4.2%で、大阪府の全体の同じく4.2%になってございます。10万円超100万円以下につきましては、摂津市が32.5%、大阪府全体は32.4%、100万円超200万円以下につきましては、摂津市が29.8%、大阪府下は28.6%になっております。200万円超300万円以下につきましては、摂津市は17.1%、大阪府平均が15.9%、300万円超400万円以下が、摂津市が7.6%、大阪府が7.8%です。400万円超500万円以下は、摂津市が4.9%、大阪府が5.5%、500万円超700万円以下が、摂津市が1.5%、大阪府が2.1%、700万円超1,000万円以下が、摂津市が1.2%、府が1.7%、1,000万円超が摂津市が1.1%、府が1.8%になっており、今

申し上げたように、500万円超のところから1,000万円超の部分については、摂津市では少ないという状況でございます。

また、北摂全体で比べましても、やはり高額所得者が少ないということが数字であらわれております。

また、南千里丘でありますとか千里丘新町については、どういうふうになってるかというお問い合わせでございますが、地域別の状況については分析はしておりませんが、現在市民税の申告をいただいております状況の中で、やはり今申し上げました千里丘新町でありますとか、南千里丘の新しいマンション等が開発された部分につきましては、所得等が高いような状況が見受けられます。

2番目の、市たばこ税の収入について申し上げます。

市たばこ税につきましては、地方税法により製造たばこ卸売業者が小売業者に売り渡した場合に、卸売販売業者を納税義務者として課しているものでございます。

また、納税方法につきましては、申告納付することになっており、当該納税義務者となります卸売販売業者が毎月月末までに前月の初日から末日までにおける当該市町村の区域内に所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこの本数及び税額を記載した申告書を、当該市町村へ提出し、納税することになっております。

現在、摂津市に提出いただいている業者は3社から4社ございまして、大手で申し上げますと日本たばこ産業、TSネットワークたばこ会社というその2社がおおよそを占めてございまして、日本たばこ産業は国産のたばこ、TSネットワークは外国産のたばこの申告をされておられます。

○渡辺慎吾委員長 三好委員。

○三好義治委員 2回目、質問、要望、意見と区別しながらしていきたいと思っております。

最後に追加で答弁いただきました個人市民税につきましては、詳しく説明をいただきまして、これは要望にしておきますけれども、やっぱり南千里丘とか千里丘新町は高額なマンションで、所得の多い方も相当ふえてきていると思います。そこでのやっぱり税の動向ですね、ぜひ見ていただきたいというように思います。

その中で、先ほど大阪府との差をお示しいただきましたけど、私も手元資料で持っているのが、率で見るとやっぱり人口で見るといったときに、400万円以上で見るといったときに、やっぱり北摂7市で見ますとやっぱり摂津市というのは非常に他市よりもそういう方々が少ないのは顕著に見えるんですね。全体で見ますと、個人住民税が、大阪府下の何でもランキングで出ているのが、一昨年14位やったのが、今回15位ということと、法人市民税は今3位になっているんですね、市民一人当たりですけどね。そういったところは常にやっぱり把握しながら、税収の確保に努めていただきたいと思っておりますので、この点についてはよろしく願いいたします。

もう一方での話をしておりますが、地方自治法第294条の第1項第2号の納税義務者の動向なんですけどもね、私が調べた段階では、平成28年度には213名おられました。平成29年度には、今ご答弁いただきましたように200名になりました。平成30年度には186名になりました。この方々というのは、廃業してとか、完全にもう摂津市から撤退したというように見られるんですね。そういうところの

税収の減というのはね、どのように税担当として見ているのかというようなこと、これ今答弁求めたらちょっと無理かもわからないんで、そういうちょっと分析もしていただきながら、産業振興課と連携をして、税収の確保に努めていただきたい。これは要望にしときますので。

それから、たばこ税については、私はね、税務担当課のほうにはこういうことはちょっと申し上げてないんですけども、やっぱり財政当局に対して税収の確保ということの中で、目的税として、本来の目的税に合った使途もやっぱり一方では必要ではないかなと思うんですね。今日までのたばこ税の歴史をひもといて振り返っていくと、戦後の混乱期のところから、やっぱり日本たばこ産業、専売公社になる前も、国有としてやっていて、それから専売公社として、この国の税金が賄われた。現在、日本全体のたばこ税というのが国税として2兆円あるんですね。2兆円というのは、国の根幹をなす主な税金の中での安定した税収なんです。摂津市におきましてでも、平成17年に財政赤字で夕張市の二の舞になるのではないかなということで、大変混乱した状況の中でも、やっぱりたばこ税ということで救われた税収でございます。

そういった中で、今たばこの愛煙家の方々は、そういった面では本会議でも言いましたように、健康志向の中で、これは一方では社会現象でいたし方はないんですが、葉たばこそれからもう一つは電子たばこ禁煙パイポと、大きくは三つに分かれるような、今たばこの中でどれもこれも同じような対応をされているのが、今の世の中だということのように思うんですね。葉たばこというのは、確かに吸っていたときはマナーも悪かったし、相手に対するやっぱり

受動喫煙の大きな問題もあります。こういったことの分類もしながら、やっぱり税金をいただくんやったらそういった電子たばこという進化したたばこへの配慮というの、やっぱり検討すべきではないかなと思うんです。

これは言い過ぎかもわからんけども、過去我々が議員になったときには、住之江のボートの分配金というか、配分、それから宝くじ、こういったことも予算の中に入っていた時代もありました。これについては、やっぱり規律を正していこうという中で、摂津市はもう受け取らんような時代が到来いたしました。

今回のたばこというの、そういう時代がもう到来してるん違うかなと。我々は強く言いたいのは、やっぱりたばこを吸っている人間の方々の思考も考えながらやっていくべきだということ、この場ではこの部分だけを強く申し入れしときます。

これ以上しゃべると、所管が変わってくるので、ただたばこ税の必要性について、改めて見解を聞いておきたいと思います。それに対して、健康志向だということも踏まえながら、本来庁内における、公共施設における電子たばこなんかでも区別して喫煙室のような個室の中で吸うようなことが、本来人権問題も含めてやるべき措置ではないかと思っておりますので、たばこ税の必要性について、見解を聞いておきたいと思っております。

それと、寄附金についてはね、これももう言うときます。本来、もう一回言いますよ、財政規律から言ったら、事業が終わった段階で予算返納するか報告義務を財政課が与えているんでしょう。寄附というのはいただいた段階で事業は終わっています。その段階で、財政課へ上げてくるのが財政

規律の根幹だと思うんですよ。法の秩序としてね。これについて、答弁は要らないんで、そういったことの中で、常にそういったことが入った段階で予算に上げてくるように、これは要望しておきますんで。

それと、減債基金と土地開発基金についてですが、これはさっき財政課長がいみじくももう謝罪の弁を述べたというように私は理解しているんですけど、本来財政がやらなければならない財政規律、条例を守らなければならない財政本体が、こういった本来の目的外で減債基金を使うというのはあり得ないことなんです。これは厳しく指摘しておきます。私のこの考え方というのは、平成31年度の当初予算を、多分1月末に締めた段階で、その減債基金が必要と思いつつも、土地開発基金も計上されてなかったんで、平成30年度の補正予算（第8号）において減債基金を一般財源に繰り入れて、土地開発基金に慌てて積み上げた、こういう解釈がとれるんです。

一方で、この土地開発基金は千里丘三島線の工事と、それから阪急京都線連続立体交差事業、この10億円が本当に要るのかということの中でも、今年度は8,880万円の千里丘の拡幅事業があって、聞いてるところによるとトータル5億円が必要やと。千里丘三島線で、ここ3年以内ぐらいやったら5億円ぐらいしか発生せんやろうと。

それと一方では、阪急京都線連続立体交差事業も、ここ一、二年でどれだけのお金が動くんですかと。財政が厳しい折には、そういったところについてでもやっぱり必要な部分だけをやとくのではないんかと。この財政規律について、私の言うているのが一方通行だったらあかんから、ちょっと部長ね、その部分答弁お願いしたい

と思います。

あわせて、順番前後するけども、防災でまず1,000万円、ことしね、積み立てている。5,000万円が必要ということで、僕はね、災害が起こったときには基金がどうのこうの言うよりも、災害あったときには今の使用基金だろうが何だろうが、全部使ってもええぐらいの救済措置というのが本来人道的支援と思っているんです。だから、基本的にはこういった基金は積み立てずに、本来は予備費とかそういったところから充当できるような措置と。昨年の経験でいけば、専決処分を組みながら補正予算も組めた、こういったところで我々議会の誰も反対していない。だからそういったところの中で、防災については基金を取り扱うべきやと考えております。

ただ、基金についてはこういった防災に使ってくださいとか、対外的な支援金もあるから、受け皿を設けなければならないための基金も一方では必要だということで、私は一方では容認はしますけど、ただ本来5,000万円が要るんやったら、災害はいつやってくるかもわからない、そのときやったら5,000万円を今回積み立てておくべきやと感じております。この点についても、お聞かせいただきたいと思います。

それと、予備費についてでも、3,000万円から1,000万円上げた。本来は5,000万円が欲しかった、これも何で5,000万円にしないんですか。こういった今の配分の仕方について非常に私は財政規律から言いますと、危機感を感じております。何でもありかいと。

土地開発基金につきましてでも、13億円も減債基金、元金償還に使っている、これこそやっぱり減債基金の中からそういったところに充当していく、一方の13億

円の土地開発基金で減債に使っているんやったら、先ほど言いました千里丘三島線、8,800万円、こういったところに土地開発基金を持っていったらどうなんですか。トータル16億円あるんやったら、千里丘三島線は5億円ですやん。そういったところに充当していく、こういったことが本来の予算措置ではないかと、こういったところの一環的な財政運営について、部長に答えていただきたいと思います。

それと、森林環境譲与税の分でもね、これ森林環境譲与税は新しい譲与税で、これからまだ研究をしていかなければならないけど、要は320万円の根拠はどういう根拠から出てきたのかということをお伺いしたいのと、これがもう毎年いただけると思うけども、都市部への義務についてね、さっき説明いただきましたけど、森林が少ない都市部の市町村では、森林整備を支えるとともに、林業の理解促進につなげる木材利用や、普及啓発等の取り組みを進めていかなければならない、これに基づいた事業が、幼稚園や保育所の遊具に木材を使ったやつを使うと。

ただ、こういったことを公表していくと、私は一方では地場産業の育成も考えていかなあかんと思うんですよ。我々のところには、鳥飼東部地域において、銘木団地という、これまでも摂津市のブランドとしてやってきた銘木団地があります。財政課が今後検討してくれるんやったら、そこで例えば小学校、もしくは福祉施設に対して食器類ですね、はしとかおわんとかお茶わんとかお皿とか、銘木団地で作っていただきながら、そういったところの木材を普及していったら、同時に地場産業の銘木団地の活性化も図っていくような、こういった事業展開に結びつけていくのが、僕は

本来やなと思います。

いつも言うているように、この320万円の譲与税があるんやったら、ここにこそ一般財源を上乗せしながら、そういったところの地場産業の育成とこういった木材の使用の活性化をしたらどうやねんと。これについては、もう一回お聞かせいただけますか。

それから、消費税の分はもうさっき財源の関係でね、一括でもう聞いているんで、よろしくお願ひします。

自動車取得税についてでも、これももうちょっと要望だけしときますけど、さっき言うてた自動車取得税交付金、環境性能割交付金、それと軽自動車税、3点セットで我々は見とかんことには、その交付税額がどう変化してきてるか、ようわからない状況なんですね。だから、そういったことはもうちょっとわかるように整理をしていただくよう要望しておきます。

それと、目的税の地方消費税の交付金の6億2,500万円、2020年6月に消費税率8%が10%に引き上がった部分の税額が入ってくる。今回、引き上げの分については、社会保障制度に充当するというのが国の方針として上がってたんやけど、今の動きを見ると、8%から10%へ上がる、その差の2%についてはプレミアム商品券とかいろんなところに充当されるような状況になってて、社会保障額に充当できるかどうかは、私は物すごく不安なんです。その分について、見解をお聞かせいただきたいと思います。

生産緑地については、これについてはやっぱり都市農業ということの中で、引き続きやっていただいたらいいと思うんですけど、これについて面積要件500平米が300平米まで引き下がって可能になる

ということは、申請者数はふえていくような状況になっているのかどうかね。

それともう一点は、平成4年に申請をされて、30年間の営農で平成34年までと。それはいずれも10年間ということで、10年の今後切りかえにはなるんですかね。その点、お聞きしたいと思いますのでよろしくをお願いします。

市営住宅の使用料については、今後とも鋭意努力してください。よろしくお願いたします。

住宅管理のところで、受水槽、一津屋第1団地は受水槽を廃止して直圧にして、メンテナンス費用も大分下がったんですけど、一津屋第2団地はそれができないかという点と、アスベストについては一津屋第1団地を教訓に、また追加料金にならないようにね、ちゃんと設計段階の中で入れていただきたいというように思います。

もう一方では、駐輪場が屋根つきの駐輪場と屋根なしの駐輪場があって、ちょっと不公平感が生じているということを知っていますので、その辺のちょっと細かいけど、そういった附属品に対して今後そういうところで地域要望があった場合には対応どうされるのか、お聞かせいただきたいと思います。

総合防災演習については、僕はね、今川西課長が言うている自主防災組織の訓練の中で、いろいろと実践に見合った避難所の開設とかいう訓練とか、屋上に上がっての訓練とか、こういう訓練も必要やとは思いますが。僕が言うているのは、より実践というのは、震災になったら本部はこの301会議室の部屋になるんですね、本部は。ここに本部ができて、そこで災害対応と情報収集、全部やるんですね。

一方では、災害が起こっている、避難場

所、こういった直接の連携をどうするんですかと言うて。それと、やっぱりインフラで協力いただいている事業者との連携、災害対策本部会議とか訓練のときでも、インフラの事業者も入っていただいて訓練をやるのが、僕はより実践的な部分やと思うんです。青少年運動広場でやっているのは、あそこには本部も青少年運動広場にあつて、訓練もそこでやっているんです。ほんで、本来やったらこの301会議室に本部があつて、ここでテレビカメラか何か見ながらグラウンドと連携をとりながら、電話回線でやるとか、無線回線でやるとか、こういう実践訓練ができないかということを知っているんです。

それと、消防の軽可搬式消防ポンプも、年代的に言うたらこれは耐用年数があつてね、何回もかえていかなあかんのやけど、これはなかなか訓練のときに使ったんやけど、非常に難しい、使い方がね。僕は地域については簡単に言いますが、それぞれの団体は消火器を持ってないんですよ、連合自治会は。単一自治会は持っていますが、連合自治会にはそういったところを宛がったらどうかな。1台3,500円か4,000円ぐらいで10本ずつ入れていっても40本ぐらいになります。ちょっとそういう消火器の対応ができないかどうか。

それと、AEDについては、それぞれ各団体がお持ちしているのがもう7年の耐用年数が過ぎて、自治会は7年前に四、五十万かけて買いました。今は30万円で買えるやつもあるけど、単一自治会ではなかなか高額で、7年に1回30万円も40万円も出せるような実態ではないんです。こういったところに対してね、防災管財課になるのか消防になるのかわからんけど、地域の実態を調べた上で、何ぼか補助金を出

せるような対応ができないものか、これについて答弁願いたいと思います。

以上です。

○渡辺慎吾委員長 答弁を求めます。

谷内田課長。

○谷内田財政課長 それでは、たばこ税の必要性について、それから用途についてお答えいたします。

たばこ税につきましては、先ほども少し触れさせていただきましたが、数々増税がされてまいりました。このたばこにかかる課税については、財務省でもほかの物品と異なる特殊な嗜好品としての性格に着目して、ほかの物品と比較しても重い税負担を求めてきたところという見解を示されております。

さらに、たばこ税は国及び地方にとって貴重な財源であるという見解も出されており、これについては市たばこ税についても同様、本当に貴重な財源として税金を頂戴しているという認識に立っております。

この貴重な税をもって、いろいろ事業を実施していくわけですが、さまざまなお意見がある中、関係法令の趣旨を踏まえつつ、住民福祉向上のため、市民ニーズの最大公約数づくり、これが大変難しいところでして、さまざまなお意見を踏まえながら、最大公約数の実現に向けた取り組みが重要になってくると考えておるところです。

以上です。

○渡辺慎吾委員長 井口部長。

○井口総務部長 財政運営のあり方とのお問いでございます。

今回、補正予算(第8号)によりまして、減債基金を土地開発基金へという、一般財源の迂回も通しながら、中身的には直接的じゃないかというご指摘は、そのとおりで

ございます。我々としましては、赤字地方債を償還していくための減債基金でございますが、10億3,000万円程度、まだ赤字地方債が残っております。そのために、平成27年度には吹田操車場跡地の売却費用を積み立てたところでございますが、公債費の償還については今のところ順調よくいっております。今回の10億円といいますのは、赤字地方債を完済していったということ、積み立てをさせていただきましたが、必要なところに必要な分だけ手当をするというのが原理原則でございます。10億円はいきなり要るのかと言われれば、そうではございません。そこをしっかりと今後分析を行い、手当をしてまいりたいと思っております。

今回、災害対策基金、また予備費につきましても、なぜ当初から目標額を積み立てておかないんだというご指摘でございます。これもしっかりと受けとめたいと思います。

ただ、今回当初予算を組む際に、防災関係に係る費用としまして、先ほど答弁ございました1億5,000万円という多額の費用をつけさせていただいております。このことも踏まえまして、いずれ剰余金が出た際には、必ず積み立てていくということで、今回は1,000万円からスタートするという形、また予備費につきましても災害対策基金に積み換え、創出しました関係上、5,000万円というところを4,000万円にさせていただいているところでございます。

今後、財政規律を財政課がしっかりと守っていかないと、我々としても予算編成、また予算の執行につきましても、テクニックを使うようなことじゃなくて、本質的なところをしっかりと理解し、条例は何のため

につくっているのか、条例の中身をしっかりと精査して、規律をしっかりと守って、持続可能な市政のために、適正な財政運営を心がけて努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○渡辺慎吾委員長 谷内田課長。

○谷内田財政課長 それでは、質問番号5番の森林環境譲与税についてお答えいたします。

平成31年度の予算額は320万円となっておりますが、これは全都道府県・市町村に対する譲与額の総額が200億円ということで決められております。その中で、市町村に対しては8割、都道府県に対しては2割を譲与するというものになっております。

さらに、市町村に対しては森林面積を50%とし、林業従業者数を20%とし、総人口を30%として、それぞれの数に応じて案分するというものになっておりまして、本市の場合で言いますと人口8万5,000人に対して国調人口の総数で割ったものから、この320万円を算定したものでございます。

最終的には、この市と都道府県の割合も見直しが行われまして、平年ベースで言いますと、最終的には1,000万円程度が毎年入ってくるものと見込んでおります。

それから、委員がご指摘のとおり、ご提案いただきました銘木団地、市の特徴、他市にも誇れるそういったものに活用していくことにつきましては、産業振興課、それから食器ということになりますと教育委員会等も関係してまいりますので、いろいろな活用、一番いい方法を各課と協議して決めてまいりたいと考えております。

以上です。

○渡辺慎吾委員長 西川部参事。

○西川建設部参事 それでは、生産緑地につきましての2回目のご質問にお答えさせていただきます。

まず、300平米の面積緩和についてのねらいにつきましては、もともと300平米ということで、小さな面積の指定、それから生産緑地の今まで指定しております道ずれ解除の救済策でございます。

ご質問の小さな300平米以上の生産緑地、それから追加指定につきましては、4月から受付をする予定にしておりますが、こちらにつきましては新規指定という形で30年間の生産緑地指定になります。現在のところ、説明会を実施しておりますが、その問い合わせは複数名の方からいただいておりますが、実際に受付されるかどうかというのはこれからになってきます。

それから、その指定につきましては年に1回、都市計画審議会を開きまして指定をしていこうと考えております。

また、特定生産緑地の指定につきましては、先ほど申しましたように、生産緑地の指定をされている方が平成34年度が期限になりますので、平成33年度までに申請をしていただいて、新たに10年間の継続の指定をしてというような制度のものでございます。

以上です。

○渡辺慎吾委員長 川西課長。

○川西防災管財課長 では、2回目のご質問にお答えいたします。

まず、14番の市営住宅の改修工事でございます。

今回、来年改修いたします一津屋第2団地、6階建ての建物でございますので、法令により直圧に切りかえることはもう物理的に不可能でございます。したがいまし

て、受水槽を新しく交換させていただいて、集合住宅の受水槽なのでメンテナンス費用も引き続きこれは発生してまいります。

それとあと、屋根がない駐輪場については把握しております。地元の要望、若干聞いておりますので、今後検討を進めてまいりたいと思っておりますが、今回の改修工事は建物の延命化を図るという趣旨でございますので、委員がご問いの駐輪場の屋根の件につきましては、工事の内容には入っておりません。

続きまして、15番の訓練ですね、もっと実践的なのというお問い合わせでございます。

確かに、本番はもうそのものが実践なので、我々としてはより実践に近づける訓練というのは非常に大切だと考えています。特に、本部とそれから離れた場所、例えば避難所との連絡手段の確保というのは、かなり大事なお話で、去年の震災のときも避難所と本部と何回もやりとりをしておりました。具体的に、MCA無線を使いながら定時交信という形で避難所の状況を聞き取ったり、本部からの情報を伝えたりいたします。そのあたり、避難所班とそれから本部との間の情報連携の訓練の一環にも当然なる話でございますので、今後あらゆるところで訓練の中で、どういう形で取り入れるかというのを検討してまいりたいと考えています。

また、総合防災演習ですね、これも一応本部はグラウンドのテントという形になっていますけれども、実際何か災害が起きましたらこの301会議室が本部になるのは、もうこれははっきり我々はうたっております。そのあたりも加味しまして、総合防災演習、どういう形で実践的なところを加味していくとかというところ、今後検討してまいりたいと考えております。い

ずれにいたしましても、市役所本部と、それから出先であったり避難所であったりというところの通信手段の確保というところは、訓練の中で非常に重要な部分と位置づけております。

以上でございます。

○渡辺慎吾委員長 木下課長。

○木下警備課長 それでは、三好委員からの自主防災組織ポンプ整備事業に関する2回目の質問について、お答えいたします。

委員がご指摘のとおり、消防ポンプにつきましましては、消防団員であればその操作技術を習得してございまして、使えるところでございますが、なかなか一般市民の方には操作が難しく、また体力も要る上、危険も伴うのは実情でございます。やはり、初期消火といたしましては、委員がご指摘のとおり消火器が最も有効なものと、消防としても認知しております。

そのようなことを勘案いたしまして、平成29年4月に、現在市内に設置しております赤い色の箱でございます、屋外ホース格納箱でございますけれども、設置の維持管理については困難をきわめている地区もあることから、消防本部では各自治会長、また各地区の消防団へ中身を消火器に変更するよう、お勧めする通知をしております。

しかしながら、初期消火に有効な消火器でございますが、購入単価が消防ホースに比べ安価とはいえ、やはり市民にとってはご負担となるのは消防といたしましても理解をしております。連合自治会へ消火器の配布をとご提案いただきましたが、今後は市の財政状況等を勘案するとともに、他市の状況等も確認し、研究を重ねてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○渡辺慎吾委員長 消防長。

○明原消防長 それでは、私からAEDの整備更新にかかる民間団体等への補助金ということ、先ほど答弁がありました消火器の補助金のことも含めて、お答えいたしたいと思います。

補助金の制度を創設ということは、一時的なものというわけにもまいりませんので、やはり財源の確保等も含めて、しっかりといろんなことを考えていかなだめだと考えております。

AEDの件につきましては、今後については民間団体等のAEDの補助制度を行っているほかの自治体もあるように聞き及んでおりますので、それらの実績等も調査いたしながら、どういった方法が救命率の向上に効果的につながるかということもしっかりと研究してまいりたいと思います。

以上でございます。

○渡辺慎吾委員長 三好委員。

○三好義治委員 もう質問なしで、総合的に要望だけさせていただきときます。

先ほどいみじくも井口部長から、今回の減債基金に対して、謝罪として私は受けとめております。こういったことについては、やっぱり財政規律を守った中で、これまでの我々の厳しい財政を乗り越えてきた過去の歴史を踏まえて、今一層襟を正しながら、財政規律に努めていただきたいと。

今日のやっぱり財政を見ますと、扶助費でも106億円を超えているし、繰出金が44億円も、まだいまだにね、40億円を超えた繰出金であって、特にその44億円の中で20億円が上下水道部に行っていると。これにつきましては、社会資本整備を行う中で、何とか下水道の普及率を高めなければならないという、過去の財源投資

してきたつけが今回ってきてるんですが、これを教訓にしながら、将来憂いが残らんような財政運営に努めていただくこと、要望いたしまして質問を終わりたいと思います。

○渡辺慎吾委員長 ほかに質問ございすか。

村上委員。

○村上英明委員 一つ目は、防災面でございます。主要事業一覧の当初予算の分ですね、先日も質問がありましたけども、携帯版の災害対応初動マニュアルを見直すということがございました。これはペーパーベースで名札ケースに入るようなサイズということでございましたけども、例えばこれを携帯電話に、PDFか何かでそれぞれの携帯電話に送り込んで、保存しておくというようなこともどうなのかなということが、その1点。

二つ目は、初動の活動をされるときに、例えば身内がまだ安否確認がとれてない、そういったときに対しても、市の職員としての使命感ということで、市役所に駆けつけるということで考えておられるのか。要は私はね、とりあえず身内の安否確認だけはしておくべきなんだろうと思うので、その辺のちょっと考え方、二つですね、お尋ねしたいなというふうに思います。

○渡辺慎吾委員長 川西課長。

○川西防災管財課長 では、二つご質問にお答えいたします。

まず、職員の初動マニュアルなんですけれども、初動マニュアル、当然マニュアルをつくるのが目的ではございません。職員が頻繁に目にするというところが非常に大事です。今、我々考えていたのは、名札ケースに入るものを折り畳み配らせていただくだけじゃなくて、その拡大コピー

一をそれぞれの部署に掲示させていただく、できるならば毎日の朝礼でみんながそれを見る、音読するみたいな形で、とにかく目にする機会をふやしたいと考えてました。委員がご提案の、例えばそれをPDFに加工してメール配信か何かしてっていうのも、当然目に触れるチャンスがふえるということなので、ちょっとそれは検討させていただきたいと考えております。

それと、あと災害時の職員の参集なんですけれども、地域防災計画の中では、大規模災害、例えば地震でしたら震度5以上で全職員が自動参集するというふうに定められております。

また、先月2月に改定いたしました職員の初動マニュアルの中でも、最初のほうに職員の心構えといたしまして、災害発生時にはもう全職員が防災要員であるということをしっかり書いております。我々公務員の使命の一つは、市民の皆さんの生命、財産を守ることですので、たとえご家族の安否がわからない状態でも市役所のほうに参集して、災害対応に全力を尽くさなければならないという立場でございます。

そこで、それができるように、全職員には災害時でもしっかり職務に邁進できるように、あらかじめ家に帰って家族の皆さんと平素から、災害時にはこういう形で連絡をとりましょうということですか、職員がいなくても家族の皆さん、ここが避難所ですから何かあったら避難してくださいというようなことですか、避難するときには、例えば突然通電して火事になったらあきませんので、ブレーカーを必ず切ってくださいということですか、その辺職員は家に帰ったら家族としっかり打ち合わせをして、何かあったときにもう家

族のことは家族自分自身で動いていただいて、職員は職務に専念できるという体制を常に周知しておりますし、今後もそれは呼びかけてまいるつもりでございます。

以上でございます。

○渡辺慎吾委員長 村上委員。

○村上英明委員 最後のご意見だけにおきたいなと思うんですけども、マニュアルの件はやっぱり頭の中に入っておれば、それがベストだと思いますが、いざとなったときにはやはりどっかにメモとか何かあるというほうが気持ち的にも何か安心感があると思うので、という意味で携帯のほうにデータとして保存しておけばなと思ったんで、この場合きちっと研究していただきたいなと思います。

もう一点の安否確認の件、家族の安否確認の件なんですけど、やはり私が思うには、家族がどうなっているかわからないという心理状態の中で仕事に本当に集中できるのかなという、ちょっと不安もありますので、とりあえずどこかにもういるよということだけ確認がとれば、あとは仕事に集中できるのではないのかなと思いますので、そういう意味では一回ちょっとその辺も含めて、やはり市の職員として市民の防災面というか減災というか、それを守るというのはわかるんですけど、やはり家族があつての自分ということも含めて、一度その辺ちょっとまた検討というか、研究していただければなと思いますので、これは要望として言っておきます。

以上でございます。

○渡辺慎吾委員長 村上委員の質問が終わりました。

本日はこの程度にとどめ、散会します。

(午後5時 散会)

委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

総務建設常任委員長 渡辺 慎吾

総務建設常任委員 村上 英明